

令和 5 年第 3 回定例会

九十九里町議会会議録

令和 5 年 9 月 21 日 開会

令和 5 年 10 月 6 日 閉会

九十九里町議会

令和5年第3回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
第 1 号 (9月21日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○臨時議長紹介	5
○臨時議長挨拶	5
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○仮議席の指定	5
○議長選挙の件	5
○日程の追加	8
○議席の指定	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期決定の件	8
○副議長選挙の件	9
○諸般の報告	11
○行政報告	11
○常任委員会委員の選任について	15
○議会運営委員会委員の選任について	16
○東金市外三市町清掃組合議会議員選挙の件	17
○山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）選挙の件	18
○山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）選	

拳の件	1 9
○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件	2 0
○散会の宣告	2 1

第 2 号 (9月22日)

○議事日程	2 3
○出席議員	2 3
○欠席議員	2 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 3
○職務のため出席した者の職氏名	2 4
○開議の宣告	2 5
○議事日程の報告	2 5
○一般質問	2 5
谷川優子君	2 5
善塔道代君	4 1
松井由美子君	5 3
○休会の件	5 8
○散会の宣告	5 8

第 3 号 (9月26日)

○議事日程	6 1
○出席議員	6 2
○欠席議員	6 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 2
○職務のため出席した者の職氏名	6 3
○開議の宣告	6 4
○議事日程の報告	6 4
○議案第1号から議案第5号までの上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
・議案第1号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算(第5号)	
・議案第2号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第1号)	

・議案第 3 号	令和 5 年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 4 号	令和 5 年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 5 号	令和 5 年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決		6 9
・議案第 1 4 号	損害賠償の額の決定及び和解について	
○議案第 6 号から議案第 1 3 号までの上程、説明		7 2
・議案第 6 号	令和 4 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 7 号	令和 4 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 8 号	令和 4 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 9 号	令和 4 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 1 0 号	令和 4 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 1 1 号	令和 4 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 1 2 号	令和 4 年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について	
・議案第 1 3 号	令和 4 年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について	
○報告第 1 号の上程、説明		7 4
・報告第 1 号	令和 4 年度九十九里町健全化判断比率の報告について	
○報告第 2 号の上程、説明		7 4
・報告第 2 号	令和 4 年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について	
○報告第 3 号の上程、説明		7 5
・報告第 3 号	令和 4 年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について	
○報告第 4 号の上程、説明		7 5
・報告第 4 号	私債権の放棄について	
○報告第 5 号の上程、説明		7 5
・報告第 5 号	私債権の放棄について	

○報告第 6 号の上程、説明	7 6
・ 報告第 6 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について	
○報告第 7 号の上程、説明	7 6
・ 報告第 7 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和 4 事業年度における業務実績に関する評価結果について	
○休会の件	8 3
○散会の宣告	8 4

第 4 号 （10月6日）

○議事日程	8 5
○出席議員	8 5
○欠席議員	8 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 6
○職務のため出席した者の職氏名	8 6
○開議の宣告	8 7
○議事日程の報告	8 7
○諸般の報告	8 7
○議案第 6 号から議案第 1 3 号までの質疑、討論、採決	8 7
・ 議案第 6 号 令和 4 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 7 号 令和 4 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 8 号 令和 4 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 9 号 令和 4 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 1 0 号 令和 4 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 1 1 号 令和 4 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	

・議案第１２号 令和４年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について	
・議案第１３号 令和４年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について	
○陳情第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	１０３
・陳情第１号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情書	
○日程の追加……………	１０５
○議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	１０５
・議案第１５号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	
○日程の追加……………	１０７
○発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	１０７
・発議第１号 議会改革推進特別委員会の設置について	
○日程の追加……………	１０８
○特別委員会の委員の選任について……………	１０８
○発言の取消し……………	１１０
○閉会の宣告……………	１１０
○署名議員……………	１１１

令和 5 年第 3 回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 9 月 1 5 日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和 5 年 9 月 2 1 日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和 5 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 5 年 9 月 2 1 日（木曜日）

令和5年第3回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

令和5年9月21日（木）午前9時30分開会

臨時議長紹介

臨時議長挨拶

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙の件

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期決定の件

追加日程第 4 副議長選挙の件

追加日程第 5 諸般の報告

追加日程第 6 行政報告

追加日程第 7 常任委員会委員の選任について

追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 9 東金市外三市町清掃組合議会議員選挙の件

追加日程第10 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）選挙の件

追加日程第11 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）選挙の件

追加日程第12 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件

出席議員 （14名）

1番 小野谷 元 伸 君

3番 松 井 由美子 君

5番 小 川 浩 安 君

7番 鏑 田 貴 俊 君

2番 阿 井 賢 一 君

4番 西 村 み ほ 君

6番 原 田 教 光 君

8番 中 村 義 則 君

9 番 古 川 徹 君

1 1 番 善 塔 道 代 君

1 3 番 高 橋 功 君

1 0 番 内 山 菊 敏 君

1 2 番 細 田 一 男 君

1 4 番 谷 川 優 子 君

欠 席 議 員 （ な し ）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大 矢 吉 明 君	教 育 長	藤 代 賢 司 君
総 務 課 長	篠 崎 英 行 君	企画政策課長	羽 斗 伸 一 君
財 政 課 長	鈴 木 桂 君	税 務 課 長	川 島 常 嗣 君
住 民 課 長	鵜 澤 康 子 君	健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君
社会福祉課長	古 川 紀 行 君	農林水産課長	篠 崎 肇 君
商工観光課長	古 関 保 君	まちづくり課長	作 田 延 保 君
会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君	ガ ス 課 長	山 口 義 則 君
教 育 委 員 会 長	鏑 田 貴 賜 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書 記	鈴 木 克 奈 君
---------	-----------	-----	-----------

◎臨時議長紹介

○議会事務局長（木原隆行君） 議会事務局長の木原でございます。

本定例会は一般選挙後初めての議会です。議長が選出されまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で年長者である高橋功議員を御紹介します。

それでは、高橋議員、よろしくお願いいたします。

◎臨時議長挨拶

○臨時議長（高橋 功君） ただいま紹介されました高橋功です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

日程に先立ちまして、本日出席の執行部の自己紹介をお願いいたします。

それでは、町長からお願いいたします。

（執行部自己紹介）

○臨時議長（高橋 功君） ありがとうございます。

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時34分

○臨時議長（高橋 功君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより令和5年第3回九十九里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（高橋 功君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（高橋 功君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2 議長選挙の件

○臨時議長（高橋 功君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（高橋 功君） 異議なしと認めます。

よって、投票により行うことに決定いたしました。

議場を閉鎖します。

（議 場 閉 鎖）

○臨時議長（高橋 功君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番、松井由美子君、5番、小川浩安君、10番、内山菊敏君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（高橋 功君） 投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（高橋 功君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○臨時議長（高橋 功君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

（投 票）

○臨時議長（高橋 功君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（高橋 功君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

3番、松井由美子君、5番、小川浩安君、10番、内山菊敏君、開票の立会いをお願いします。

（立会人登壇）

(開 票)

○臨時議長（高橋 功君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票数 14票

無効投票数 0票

有効投票数のうち、

8番、中村義則君 13票

14番、谷川優子君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.5票です。

よって、8番、中村義則君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 鎖)

○臨時議長（高橋 功君） ただいま議長に当選されました中村義則君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました中村義則君を紹介いたします。

中村義則君、議長当選の挨拶をお願いいたします。

(議長 中村義則君 登壇)

○議 長（中村義則君） 皆様の御推挙をいただきまして、議長という大きな役職に就かせていただけることになりました。また、この役職の重さに心引き締まる思いでございます。これからの議会、町民の議会という考えを私は持ちまして、この議長という役職を全力で果たしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

また、町長をはじめとする執行部の皆様、何かと拙いところはあると思いますが、これからもよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とします。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（高橋 功君） これをもちまして、臨時議長の職務を終了させていただきます。

御協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 9時45分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎日程の追加

○議長（中村義則君） 追加議事日程を配付いたします。

（追加議事日程配付）

○議長（中村義則君） お諮りいたします。

御手元に配付いたしました追加議事日程第1号の追加1を議題といたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、配付いたしました追加議事日程第1号の追加1を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議席の指定

○議長（中村義則君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席の議席といたします。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（中村義則君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1番 小野谷 元 伸 君

9番 古 川 徹 君

を指名いたします。

◎追加日程第3 会期決定の件

○議長（中村義則君） 追加日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月6日までの16日間といたしたいと思います。これに御異

議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月6日までの16日間と決定いたしました。

◎追加日程第4 副議長選挙の件

○議長(中村義則君) 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 異議なしと認めます。

よって、投票により行うことに決定いたしました。

議場を閉鎖します。

(議 場 閉 鎖)

○議長(中村義則君) ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番、松井由美子君、5番、小川浩安君、10番、内山菊敏君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(中村義則君) 投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長(中村義則君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投 票)

○議長(中村義則君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（中村義則君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

3 番、松井由美子君、5 番、小川浩安君、10 番、内山菊敏君、開票の立会いをお願いします。

（立会人登壇）

（開 票）

○議長（中村義則君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票数 14票

無効投票数 0 票

有効投票数のうち、

7 番 鏑田貴俊君 13票

14番 谷川優子君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.5票です。

よって、7 番、鏑田貴俊君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

○議長（中村義則君） ただいま副議長に当選されました鏑田貴俊君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました鏑田貴俊君を紹介いたします。

鏑田貴俊君、副議長当選の挨拶をお願いいたします。

（副議長 鏑田貴俊君 登壇）

○副議長（鏑田貴俊君） それでは、一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

ただいま、先輩議員、同僚議員の皆様の心温まる御推挙により、副議長という重責を担わせていただくことになりました。改めまして、ここに身に余る光栄をいただいたことに対しまして、心より感謝申し上げます。

これからは、もとより微力ではありますが、中村新議長の補佐役として、円滑な議会運営のために全力でサポートしていくとともに、皆様の御協力をいただきながら、かつまた皆様

と共に住みよいまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

つきましては、今後とも皆様方のさらなる御指導、御協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、当選の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。
(拍手)

◎追加日程第5 諸般の報告

○議長（中村義則君） 追加日程第5、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長から議案第1号から議案第14号、報告第1号から報告第7号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理した陳情は、御手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、文教民生常任委員会に付託します。

次に、本定例会に説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君、代表監査委員、中村敏男君であります。

また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者は御手元に配付のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

次に、令和5年度第1回定期監査が8月1日、2日の2日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。御手元に配付の印刷物によって御了承をお願いいたします。

◎追加日程第6 行政報告

○議長（中村義則君） 追加日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町長（大矢吉明君） 令和5年第3回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、議員の皆様におかれましては、先般執行されました町議会議員一般選挙において、めでたく当選の栄に浴されましたこと、誠におめでとうございます。

本日ここに新たな顔ぶれで臨む初の議会が開催されますことは、誠に喜ばしい限りでござ

います。新風を吹き込むがごとく、地域発展の原動力として御活躍されますことを御祈念申し上げます。

さて、私ごととなりますが、既に御存じのように、私は来る10月11日をもちまして町長職の任期満了を迎えます。平成27年10月に就任以来、議員の皆様方と多くの議論を交わした思い出深きこの場所に立ちまして、こうして御挨拶を申し上げますのもこれが最後となります。最終日に改めまして御挨拶をさせていただきますが、これまで御理解と御支援をいただきました議員皆様に、心から感謝申し上げます。お世話になりました。

それでは、初めに、6月議会定例会以降の主な事業について御報告申し上げます。

6月18日に山武消防ポンプ操法大会が開催され、第1分団が、日頃の訓練の成果を存分に発揮し、見事に優勝、個人賞には3名が選ばれました。

さらに7月22日に開催されました千葉県消防ポンプ操法大会においては、結果は努力賞でしたが、出動隊の操作員は全力で演技をやり遂げ、地域を守る消防団員としての力強さを披露してくれました。

7月1日には海水浴場を開設し、併せて夏期観光安全対策本部を設置するとともに、ライフセーバーによる監視体制を整え、来遊客の安全・安心を確保しました。

また、8月5日には、夏の風物詩である第31回ふるさとまつりが4年ぶりに開催されました。今回は花火大会のみの開催となりましたが、2,000発に及ぶ大迫力の花火が九十九里町の夜空を彩り、会場は多くの来場者でにぎわいました。

次に、今後の予定となりますが、9月24日には町内一斉清掃を実施いたします。地域の環境美化推進には、町民の皆様の御協力が必要不可欠です。議員の皆様におかれましても、それぞれの地域において御参加くださるようお願い申し上げます。

9月30日には片貝小学校及び九十九里小学校の運動会が開催されます。日頃の練習の成果が発揮され、すばらしい運動会になることを期待します。

10月14日、15日には郷土芸能まつりが、片貝小学校体育館にて開催されます。各地区で保存、伝承されている郷土芸能が9団体の出演により披露されます。

10月21日、22日には、ビーチスポーツを軸としたイベントであるビーチライフイン九十九里町2023が開催されます。1年を通して誰もがビーチを活用、満喫するような習慣が地域に根づき、町民が改めて地元の魅力を認識する機会になることを望みます。

11月3日には産業まつりが実施されます。今年度の産業まつりは、友好姉妹都市であります上市町に参加していただく予定としております。

11月11日には片貝小学校150周年記念式典が開催されます。歴史ある片貝小学校の節目となる記念式典が盛大に開催されますことを祈念いたします。

26日には、千葉県・東金市・九十九里町合同防災訓練が開催されます。津波避難訓練のほか、炊き出しや体験型ブース等を用意します。

今後の各事業の実施に当たりましては、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ817万3,000円を減額し、予算の総額を62億6,587万円とし、また、消防車整備費の繰越明許費を設定するものでございます。補正予算の主な内容は、ハマグリの不漁に伴い稚貝を追加放流するための漁業・遊漁船振興事業補助金や防火水槽及び地上式消火栓の緊急修繕を実施するための経費を計上するほか、4月の人事異動による職員配置の確定や欠員補充のための会計年度任用職員の任用に係る人件費について予算措置を講じるものでございます。

議案第2号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ69万円を追加し、予算の総額を1億4,069万円とするものでございます。補正の内容は、4月1日の人事異動に伴い人件費を増額いたします。

議案第3号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ122万4,000円を追加し、予算の総額を19億3,822万4,000円とするものでございます。補正の内容は、地域支援事業支援交付金の前年度精算として返還金を増額し、また、4月1日の人事異動に伴い人件費を減額いたします。

議案第4号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の農業集落排水事業会計予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額に8万円を増額し、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額に57万6,000円を増額するものでございます。補正の内容は、4月1日の人事異動に伴う人件費及び処理施設の故障に伴う建設改良費について予算措置を講じるものでございます。

議案第5号 令和5年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定のガス事業会計予算第6条に定めた職員給与費から429万6,000円を減額するものでございます。補正の内容は、4月1日の人事異動に伴う人件費について予算措置を講じる

ものでございます。

議案第6号から議案第13号までにつきましては、令和4年度九十九里町の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、令和5年4月7日学童保育中の児童の投石により、自宅ガレージに停車中の車両を損傷させた件につきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額及び和解について議会の議決を求めるものでございます。

報告第1号 令和4年度九十九里町健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度の健全化判断比率につきまして、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第2号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について及び報告第3号 令和4年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第4号及び報告第5号の私債権の放棄についてでございますが、九十九里町私法上の債権の放棄に関する条例第2条第1項の規定により、私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度の経営状況について報告するものでございます。

報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和4事業年度における業務実績に関する評価結果についてでございますが、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、業務実績に関する評価結果について報告するものでございます。

以上が本定例会に上程いたします議案及びその他の概要でございます。

詳細につきましては、担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただけますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩いたします。

（午前10時29分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 04 分）

◎追加日程第 7 常任委員会委員の選任について

○議長（中村義則君） 追加日程第 7、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

総務経済常任委員会委員に、13 番、高橋功君、11 番、善塔道代君、9 番、古川徹君、6 番、原田教光君、5 番、小川浩安君、2 番、阿井賢一君、そして私、中村義則でございます。

文教民生常任委員会委員に、14 番、谷川優子君、12 番、細田一男君、10 番、内山菊敏君、7 番、鎗田貴俊君、4 番、西村みほ君、3 番、松井由美子君、1 番、小野谷元伸君を、それぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前 11 時 06 分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 06 分）

○議長（中村義則君） 次に、各常任委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

総務経済常任委員会委員長、6番、原田教光君、副委員長、5番、小川浩安君。

文教民生常任委員会委員長、10番、内山菊敏君、副委員長、4番、西村みほ君であります。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 07 分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 07 分)

◎追加日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（中村義則君） 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、13番、高橋功君、12番、細田一男君、11番、善塔道代君、10番、内山菊敏君、9番、古川徹君、6番、原田教光君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 08 分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 08 分)

○議長（中村義則君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告

いたします。

議会運営委員会委員長、9番、古川徹君、副委員長、6番、原田教光君であります。

暫時休憩いたします。

(午前11時09分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

◎追加日程第9 東金市外三市町清掃組合議会議員選挙の件

○議長（中村義則君） 追加日程第9、東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

東金市外三市町清掃組合議会議員に、6番、原田教光君、5番、小川浩安君の両名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました6番、原田教光君、5番、小川浩安君を東金市外三市町清掃組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6番、原田教光君、5番、小川浩安君の両名が東金市外三市町清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま、東金市外三市町清掃組合議会議員に当選されました6番、原田教光君、5番、小川浩安君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎追加日程第10 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）選挙の件

○議長（中村義則君） 追加日程第10、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）に、12番、細田一男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました12番、細田一男君を山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12番、細田一男君が山武郡市広域水道企業団議会議員（規

約第6条第2項本文にかかる議員）に当選されました。

ただいま、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）に当選されました12番、細田一男君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎追加日程第11 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）選挙の件

○議長（中村義則君） 追加日程第11、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）に、9番、古川徹君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました9番、古川徹君を山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9番、古川徹君が山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）に当選されました。

ただいま山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）に当選されました9番、古川徹君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

◎追加日程第12 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件

○議長（中村義則君） 追加日程第12、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、7番、鎗田貴俊君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました7番、鎗田貴俊君を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7番、鎗田貴俊君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました7番、鎗田貴俊君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎散会の宣告

○議長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日22日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時18分

令和 5 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 5 年 9 月 22 日（金曜日）

令和5年第3回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

令和5年9月22日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

出席議員 （14名）

1 番	小野谷 元 伸 君	2 番	阿 井 賢 一 君
3 番	松 井 由美子 君	4 番	西 村 み ほ 君
5 番	小 川 浩 安 君	6 番	原 田 教 光 君
7 番	鎗 田 貴 俊 君	8 番	中 村 義 則 君
9 番	古 川 徹 君	10 番	内 山 菊 敏 君
11 番	善 塔 道 代 君	12 番	細 田 一 男 君
13 番	高 橋 功 君	14 番	谷 川 優 子 君

欠席議員 （なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大 矢 吉 明 君	教 育 長	藤 代 賢 司 君
総 務 課 長	篠 崎 英 行 君	企画政策課長	羽 斗 伸 一 君
財 政 課 長	鈴 木 桂 君	税 務 課 長	川 島 常 嗣 君
住 民 課 長	鵜 澤 康 子 君	健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君
社会福祉課長	古 川 紀 行 君	農林水産課長	篠 崎 肇 君
商工観光課長	古 関 保 君	まちづくり課長	作 田 延 保 君
会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君	ガ ス 課 長	山 口 義 則 君
教 育 委 員 会 長	鎗 田 貴 賜 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 木 原 隆 行 君 書 記 鈴 木 克 奈 君

◎開議の宣告

開 議 午前 9 時 3 0 分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議 長（中村義則君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、14番、谷川優子君。

（ 1 4 番 谷川優子君 登壇）

○ 1 4 番（谷川優子君） 谷川です。

まず、最初に台風13号の被害は多くの爪痕を残しました。被害に遭われた方へのお見舞いを申し上げます。また同時に、災害に強いまちづくりの取組が強く求められていると感じました。

それでは、住民の福祉と暮らしを守る立場に立ち、令和 5 年 9 月定例議会の一般質問を行います。

大項目 1、公共交通実施に向けての質問を行います。

公共交通は住民にとって暮らしを支えるだけではなく、地域社会の発展と文化を育むまちづくりの基本でもあると思います。一日も早い公共交通実施に向けた具体的な計画をお伺いいたします。

まず最初に、1 点目は、公共交通計画策定の事業者選定についてお伺いいたします。

2 点目は、年度内策定計画がいつ実施されるのかをお伺いします。

3 番目は、公共交通実施に当たっては、国庫補助金の活用や持続可能な計画が必要だと思われま。町の計画をお聞かせください。

2025年度の運行を目指し協議会を立ち上げましたが、地域によって公共交通の不便さの状況も違います。住民の声が反映される公共交通が必要だと思。町民交通会議などの実施を提案したいと思いますが、町の見解はいかがでしょうか。

大項目 2 は、介護保険料の負担軽減についてお伺いいたします。

2024年は3年に一度の介護保険事業計画の改定が行われます。九十九里町も介護保険事業計画に向けての策定が行われると思います。2000年の保険制度発足時は1割負担が原則でした。しかし、2015年には2割負担となり、2018年には3割負担が導入され、介護保険料の負担は増え続け、住民が受ける、また給付サービスは受けづらくなるばかりです。

1 点目お伺いします。

2024年度に向けた介護保険料・利用料の負担についてお答えください。

2 点目、総合事業の移行者認定数についてお伺いします。

3 点目、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会では、9月の末、利用料の引上げや介護サービスの削減などが検討課題となっているようですが、ケアプランの有料化についてもその課題の一つとされております。介護サービスを受けるための大前提のケアプランの有料化は利用控えを加速します。町の支援は考えられているのでしょうか。

第3項目めは、国民健康保険税の負担軽減についてお伺いします。

国民健康保険制度は2018年4月に都道府県単位化にされ、都道府県が国保の財政運営に責任を持ち、市町村ごとの標準保険料率の算定、公表も行うようになりました。

お伺いします。

1 点目、国保税の負担についてお伺いいたします。九十九里町の国保加入者の所得階層を見ても、所得なしから200万までの低所得者の世帯が国保全体の8割になっています。国民健康保険税の負担軽減は必要です。町の見解をお聞かせください。

2 点目、国保基金の活用についてお伺いいたします。令和4年度決算附属資料によると、令和3年度末で約4億7,000万の基金があるように思います。物価高騰で暮らしが大変なときにこそ基金などを活用し負担軽減を図るべきだと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

3 点目、子供の均等割廃止についてお伺いします。子供が多い世帯ほど保険料が高くなる均等割があるのは国保制度だけです。負担能力に関係なく人数で負担を課すのは古い人頭税と変わりありません。子育て支援への逆行です。町の見解をお聞かせください。

4 点目、国保税の減免規定についてお伺いします。社会保障の原則は、憲法第25条や憲法第13条の生存権や幸福追求権保障にうたわれています。国民の権利保障に責任を負うのは、個人や家族、住民相互ではなく国にあることを明確にしています。病気や障害は誰にでも起こり得るものです。だからこそ国民一人一人が尊厳を持って生きることを、国や自治体は保

障しなけなければならないと憲法に明記されております。減免制度は自治体が条例で運営基準を決めることができるとなっています。国保税の減免規定や減額免除についてお答えください。

大項目4点目は、補聴器購入費の制度助成について質問を行います。

高齢者の2人に1人は難聴であると推計されており、高齢化が進む中で聞こえの支援の極めて重要な課題となっています。難聴は生活の質の低下につながり、認知症のリスクを高めることも明らかに今なっています。尊厳ある生活を送れるようにするために、聞こえの支援の充実が必要です。日本補聴器工業会が行った調査によると、難聴者のうち補聴器を所有している方の割合は14.4%にとどまっています。これは、他の先進国の同様の調査と比較しても3分の1から2分の1程度の割合になっています。

補聴器購入費の補助について、住民より署名をいただきながら生活実態を私どももお聞きしました。難聴になった高齢者は、大変不便な思いをしていると訴えていました。補聴器を購入しようと思ったが高くて買えない。高齢者のために分割払いもできない。こんな訴えが、切実な訴えがありました。

お伺いします。

1点目、補聴器購入費補助について、町の対応をお聞かせください。

2点目、介護保険事業計画の中で、介護予防・日常生活ニーズの調査をされたようですが、調査の集約はどのようにされたのかお答えください。

3点目は、補聴器は大変精密な機械であって、購入したからといって、すぐその人の耳の代わりになるのは難しいと聞いております。聞こえの相談窓口の設置を求めてきましたが、対応について町のお考えをお聞かせください。

再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共交通実施に向けての御質問にお答えいたします。

1点目の公共交通計画策定の事業者選定についての御質問ですが、計画の策定主体であります町公共交通会議において、プロポーザル方式により事業者を選定し、本年6月末に契約を締結したところでございます。

2点目の公共交通計画の策定状況についての御質問ですが、秋頃に住民を対象としたアン

ケート調査などを実施し、その結果を踏まえ、公共交通会議において計画案を作成、パブリックコメントにより御意見をいただいた上で、令和6年3月に計画策定を予定しております。その後は計画に基づき、本町の実情に応じた持続可能な公共交通の実現に向け事業を進めてまいりたいと考えております。

3点目の国庫補助金の活用と持続可能な公共交通の構築との御質問ですが、公共交通は暮らしを支える大切な社会インフラであります。また、地域資源をつなげ、観光地としての魅力を高める基盤としての役割を担っています。

このようなことから、継続的な事業として実施していくことが重要となりますので、国庫補助金などの財源を活用しながら持続可能な公共交通の構築を図ってまいります。

4点目の公共交通施策に対する住民意見の反映についての御質問ですが、今回の計画策定については、住民3,000人を対象としたアンケート調査をはじめ、バス、タクシー利用者への調査やパブリックコメントの実施、さらには公共交通会議の委員に住民代表として3名の方々に参画していただき、直接御意見をいただいております。引き続き住民の皆様の声をお伺いし、今後の公共交通対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、介護保険料の負担軽減についての御質問にお答えいたします。

1点目の介護保険料・利用料の負担増についての御質問ですが、介護保険法に基づき3年間で1期として策定する介護保険事業計画は、現在第8期計画の最終年度であることから、令和6年度からの第9期計画の策定に向け、国から示された基本指針案に基づき作成を進めているところでございます。

第9期計画策定に関わる介護保険料や利用者負担を含む介護保険制度の見直しについては、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で議論が行われている段階であり、今後の議論の行方を注視してまいります。

2点目の要支援1・2の「総合事業」の対象者数についての御質問ですが、介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、要支援の認定を受けている方を対象に訪問介護サービスと通所介護サービスを実施しております。令和5年3月末現在で要支援1の認定を受けている方は70名、要支援2の認定を受けている方は155名でございます。

3点目のケアプランの有料化についての御質問ですが、現在ケアマネジャーによるケアプラン作成費用については、全て公費によって賄われております。こちらについても同審議会で議論がされているところでありますので、今後の動向を注視してまいります。

次に、国民健康保険税の負担軽減についての御質問についてお答えいたします。

1点目の国保税の負担についての御質問ですが、国民健康保険税の税率は、毎年県から示される標準保険料率を参考に、財政状況や基金の保有状況等を総合的に勘案し決定しております。

令和5年度の税率は、医療、支援、介護分を合わせて、所得割が10.2%、均等割4万3,000円、平等割1万9,000円となっており、令和元年度から据え置いております。

2点目の国保基金の活用についての御質問ですが、国民健康保険会計基金の令和4年度末残高は4億2,852万3,000円でございます。県から示される標準保険料率は上昇傾向にあり、町で決定した税率と乖離が生じてきていることから、税率を据え置くことにより発生する納付金に対する不足額について、基金を取り崩し、活用を図っております。

3点目の18歳未満の均等割の無料化についての御質問ですが、令和4年度から全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法等の一部改正により、未就学児の均等割が2分の1軽減となったところです。

子供の均等割の軽減につきましては、国による制度創設等により解決すべき事項であり、県と連携を図りながら、国への要望を行ってまいりたいと考えております。

4点目の減免規定についての御質問ですが、災害により損害を受けた方や失業等により収入が減少するなど、生活が著しく困難と認められる方に対する減免の規定として、町国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱、及び町国民健康保険税減免取扱要綱を定めております。

次に、補聴器購入費の制度助成についての御質問にお答えします。

1点目の加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助についての御質問ですが、本町においては、障害者総合支援法の補装具費支給制度に基づき、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方に対し、購入費用の助成を行っているところでございます。

聴覚機能の低下が見られる加齢性難聴者への補聴器購入に対する補助につきましては、高齢者全般に関わるものであるため、国や県の動向に注視してまいります。

2点目の加齢性難聴者の実態の把握・介護保険事業計画に向けた調査（介護予防・日常生活圏ニーズ聞こえの調査）との御質問ですが、昨年度、介護保険事業計画の策定に向け、高齢者の健康や生活、社会参加等の現状を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。結果を集計したところ、外出を控えている理由として、聞こえの問題を選択した方は5.7%でございました。

しかしながら、聞こえづらさを感じると、人との関わりを避け、外出を控えるなど、生活の質や認知機能に影響が出る可能性があるとも言われているため、今後も高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターと連携し、加齢性難聴者の実態把握に努めてまいります。

3点目の補聴器装着・調整・使用について相談窓口の実施との御質問ですが、補聴器装用を適切に行うためには、装着後の相談支援や使用を継続するためのフォロー体制が欠かせないものと考えております。

補聴器装用などに関する相談窓口の設置につきましては、専門知識や技能を備えた方との連携が必要となるため、引き続き体制づくりに向け協議検討を行ってまいります。

以上で谷川優子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

公共交通計画の事業者選定についての再質問を行います。

九十九里町では、選定に向けて公募型プロポーザル方式か、あるいは環境型プロポーザル方式か、この2つのうちの選択をされたと思うんですけれども、公募型プロポーザル方式を選定したその理由は、どういう理由なんでしょうか。お答えください。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをいたします。

環境型プロポーザル方式につきましては、いわゆる環境配慮契約法に定められました手法でございまして、業者選定の際、価格だけでなく温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含んだ上で評価を行うこととされております。

対象となります契約につきましては、電気、自動車の購入または賃貸借、船舶の調達、省エネ改修、建築物の設計、産業廃棄物の処理の5種類となりまして、今回、公共交通会議が実施いたしましたコンサルタント事業者の選定につきましては、環境配慮型プロポーザル方式の対象外の業務となっておりますので、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行ったところでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問を行います。

町は事業者を選定するに当たって、それぞれ評価基準に従って選定をしたと思うんですけ

れども、この業者選定の公平さ、あるいは透明性、あるいは客観性について、どのような基準で選んだのかお答えください。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをいたします。

今回の事業者選定につきましては、公共交通会議という行政機関ではない機関で実施をいたしましたが、公平性を担保するという観点から、町が行う選定手法のルールに準じて選定を行っております。

評価委員会での審査につきましても、委員の指名などは公表を行いませんで、事業者癒着など危険性を防止した上で、書類審査、プレゼンテーション審査により判断をしておりますことから、公平性や透明性、客観性について担保されているものと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

公共交通の計画の策定状況について再質問を行います。

秋にアンケートとその後パブリックコメントで意見を聞いた上で、九十九里町の実情に合った持続可能な公共交通の実現とのお話でしたけれども、公共交通策定計画でどの段階で住民の意見が反映されるのかお答えください。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをいたします。

公共交通計画につきましては、本町の実情に応じた公共交通を構築するための指針として策定をいたします。そのためには、地域の方々の移動に関する実態や困り事がどのようになっているかを把握する必要があります。このため、計画策定の基礎的で重要な資料として地域の皆様の意見でございますアンケート調査の結果が用いられます。

また、計画策定の主体となるとともに、計画の内容を協議する公共交通会議におきましても、住民の意思を直接反映させるため、現状の公共交通が利用しづらいと言われております、いわゆる交通空白地域の代表者として3名の委員の皆様に御就任をいただき、それぞれのお立場から御意見を述べていただいているところでございます。

これらの過程を踏まえまして策定しました計画案を公表し、パブリックコメントにより広く意見募集を図ることを想定してございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

再々質問を行います。

パブリックコメントは、行政が策定した政策やコンサルタントなどが作成して立案してきたものを地域住民がチェックし意見や要望を伝えるという、そういう手法だと思うんですけども、しかしこれまでのパブリックコメントは、ウェブなど一定期間資料を掲載して、それに関わる意見・要望を集めることに止まっていたようです。

そうすると、高齢者だとか、実際それに目につかない人、そういう人たちの意見がきちんと集められないんじゃないか。言わばアリバイ的な、やりましたという、アリバイ的な意見聴取にすぎないという側面もあるようなんですけれども、住民が積極的に、主体的に参加できるワークショップなんかは考えていられるのか、お答えください。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、まず計画案の策定の段階で民意を反映するという部分でアンケート、あるいは会議の中に住民の代表の方に入っていただくという手法を取っているところでございます。

また、パブリックコメントの実施に際しましても、各ウェブのほか、各公共施設におきまして、住民の皆様方に見ていただく期間を設け、いただきました御意見につきましては、この計画の修正に反映をするという過程を取っておりますので、民意の反映については一定程度されているというふうに考えてございます。

なお、議員御提案の住民の方々から直接御意見を聞く機会につきましては、今後の計画策定の過程の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 国庫補助金の活用と持続可能な公共交通の構築についての再質問を行います。

先ほど町長より、公共交通は暮らしを支える大切なインフラとの回答がありました。実情に応じた持続可能な公共交通についてと、もっと具体的な回答をいただければお願いします。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えいたします。

公共交通施策検討する上では、路線バス、タクシーなどの民間事業者による公共交通サービスを最大限維持、活用することが前提となり、それでもなお不足する部分につきまして、税金を用いた行政的なサービスで補完をするということになってございます。

まずは、住民の皆様にも既存の民間事業者によります公共交通機関を可能な限り御利用いただきまして、その持続可能性に御協力をいただいた上で、不足するニーズにどこまで行政サービスで対応するかを検討することになると考えてございます。

初めから皆様に十分に御満足いただけるようなサービスを提供するのは難しいのではないかとこのように考えておりますが、持続可能なサービスを提供し続けられますよう、サービス内容の充実によるコストの増加と、皆様のニーズの接点を探すべく、適時サービスの見直しを図ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

再々質問を行います。

この持続可能な公共交通を構築するには、まさに住民との協働が本当に不可欠ではないかと思えます。現在、公共交通が行われている自治体でも試行錯誤をいろいろしているようなんですね。私も東金市や何かの公共交通会議に傍聴にさせていただいているんですけども、それについて町当局はどういったお考えをお持ちなのか。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えいたします。

近隣自治体の実施している事業内容につきましては、私どもも適時情報をいただきながら、参考にさせていただいているところでございます。

その中では、やはりサービスを充実すればするほど、まずコストがかかるということと、本当に真に必要な方にサービスが届いていないという実情があるというふうに伺っております。

私どもの九十九里町につきましては、近隣の自治体から公共交通サービスについてはスタートが遅れておりますので、本町でサービスを実施するに当たっては、近隣自治体での取組、これを十分に参考にさせていただきながら、真にサービスが必要な方に適切なサービスが届けられるよう努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

住民の意見の反映についての再質問なんですけれども、やっぱり先ほど言ったように、地域によって住民の置かれている状況が異なるということと、一番大事なことは、先ほどから言っているように、住民のニーズが大事だと思うんですね。それで直接やっぱり地域に足を運んで、地域の住民の要望を聞く。あるいは、先ほど一番最初に私が要望した町民公共交通会議などを行うべきだと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、住民の皆様方のニーズにつきましては、家族の状況や御本人の健康状態など、個人的な要因だけではなく、景気、あるいは地域コミュニティの状況など外的な要因も含め、流動的に変化をしていくものというふうに考えております。

公共交通サービスにつきましては、これに併せてサービスの提供内容を見直していくことが必要だと考えております。持続性を担保しながらもサービス内容を最適なものに保つために、その時々々のニーズを的確に把握することは大変重要なことだというふうに思います。

サービス提供内容が定まっておられません現段階では、具体的な手法を申し上げることはできませんが、持続可能な公共交通の構築といった観点から、公共交通会議において住民意見を把握できるような手法を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 次に、大項目2の介護保険の負担軽減について、再質問を行います。

第8期介護保険事業計画では、保険料が9段階になっています。5段階の基準額が6万2,400円で月5,200円、これが介護保険料の基準になっていますが、世帯全体が住民非課税で、本人の前の年の課税所得、年金収入が介護保険料の基本となっていますけれども、合計80万から120万以下の住民の保険料が年額3万1,200円となっています。

介護保険制度が始まったときは、基準額は月2,000円から3,000円の間だったと思いますが、今の半額ぐらいだったと私は記憶していますが、高齢者にとって、この間のコロナ禍や物価高騰、年金の削減などで生活がますます厳しくなっています。令和3年度の現在の介

介護保険給付基金が1億6,000万あるようですが、こういった活用は考えられているのでしょうか。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて保険者ごとに設定をしております。保険料は、計画期間3年間の介護保険給付費の見込額から保険料収納必要額を算出し、予定収納率や、また推計被保険者数等により保険料基準額を算定しております。

現在の第8期計画においては、介護給付費準備基金を取り崩し、活用を行うことで、月額5,900円のところを5,200円まで上昇を可能な限り抑制をしておる状況でございます。

第9期計画につきましては、町長答弁にもありましたように、国から示された基本指針案に基づき、現在作成を進めているところでございますので、次期計画においても必要に応じ、急激な上昇を抑制するため準備基金の活用を含め適正な保険料の算定に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 保険料負担軽減の再々質問をいたします。

安心して老後を過ごせる介護保険料にしてほしい。これは誰もが住民が願うことです。自治体独自の保険料の減額免除制度をつくっている今自治体が、たしか340ぐらい広がっていると思うんですけども、せめて第1段階、世帯全員が非課税世帯や何か所得の低い人、そういった住民税非課税世帯には減額免除の制度が必要だと思いますけれども、そういった減額免除制度のあれは考えているのかお答えください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

第1段階世帯への減額免除につきましてのお答えをさせていただきます。

第1段階等に該当する低所得者の介護保険料につきましては、公費を投入した保険料軽減策が講じられており、現在第1段階の方の軽減後の保険料は月額1,560円となっております。さらなる減額や免除を行う場合には、保険給付費全体の23%を負担する他の第1号被保険者の保険料に転嫁することとなるため、慎重な検討が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 介護保険、介護1・2の総合事業に移行者、対象者数とまた認定者数について再質問を行います。

介護認定が出ている人が本当にその介護認定どおりの給付が受けられているのか。附属資料を見ると、認定者数と実際給付を受けている数の乖離があるようなんですけれども、今年金が減らされて、住民にとって介護認定は受けたけれども、介護認定どおりの給付は受けられていないというのが現状だと思うんですけれども、どうなのでしょう。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

介護申請をされる方の中には、現在サービスの利用予定はないけれども、親や家族などが高齢になり、今後の介護への不安から申請をされるケースもあり、すぐにサービスの利用につながらない場合もございます。

施設サービスや福祉用具の貸与などを含まない在宅サービスのみの利用率とはなりますが、要支援で66%、要介護1及び2で78%となっており、介護度が上がれば上がるほど利用率は上昇する傾向にあります。

介護サービスの必要性が増す中で、町といたしましては、必要なサービスが必要なときに提供できるよう保険給付の円滑な実施のため、介護保険事業計画で適正な給付料を確保できるよう体制整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 特に今、介護度1とか2とか比較的軽い人じゃなくて、介護度3以上がかなりもう4、5となると寝たきりですよ。要介護3になっても重たいと。ところが要介護3の給付率というのが、そんなに高くないんですね。実際、要介護3以上になると、何らかの給付を受けなければ家族介護は無理だって思うんですね。ですから、そのサービスの状況、実態をきちっと把握していただきたいと思います。

最後に、ケアプラン有料化についてなんですけれども、介護サービスを受けるには、絶対不可欠なのがケアプラン、いわゆる介護計画の作成なんです。この作成は、今は全額保険給付で賄っているんですけれども、だから利用者が無料になっていると。ところが今審査会では有料化を実施しようとしている。有料化になると、ますます介護給付は受けづらくなる。介護給付から離れるようになるという状況になると思うんですけれども、そうした場合、町の例えば施策、支援だとか、そういったことは今どの程度考えているのか。また、そういっ

た情報がきちんと入っているかどうかをお願いします。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

町長答弁のほうにもありましたように、現在、国の審議会での検討課題に上がっていることは承知しております。しかしながら、現在議論が行われているという段階ですので、議論の行方を注視してまいりたいと思います。

なお、町のほうには、議論の内容等についてはまだ詳しい情報が入っておりませんので、こちらについては順次私のほうでも注視していきたいと思っております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 大項目3の国保税の負担軽減について、再質問を行います。

今、家族全員にかけられている均等割が九十九里町の場合は4万3,000円となっています。この均等割の減額などは考えているのかどうか。

○議 長（中村義則君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 議員御承知のとおり、本町の国民健康保険税率は、平成30年度の広域化前までは県下ワースト1位、2位の大変高い水準にありました。

御質問いただいた均等割額につきましては、それまでの5万5,000円から9,000円減額し4万6,000円に、令和元年度にはさらに3,000円減額し4万3,000円とし、現在に至っております。

平成30年度に税率改正をした際、おおむね3年間は据え置くこととしておりましたが、その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響が所得に及ぼす影響等を踏まえ、税率の据置きを継続してきたところでございます。

現在、本町の税率につきましては、県下でも低い水準となっております。県内、各市町村が税率を引き上げている中、本町では令和元年度から税率を据え置くことで、被保険者の保険税負担の軽減を実施しているところでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 確かに国保税、この5年間変わっていないということは、私たちも調べて承知しています。

しかし、4万3,000円の均等割というのは、特に所得のない人、あるいは所得の低い人に

としては均等にかかってくるもので負担が重いんですよ。ですから、今自治体によっては均等割を、このコロナ禍、あるいは物価高騰、こういった中で均等割部分を取りあえず5%削減するとか、そういった努力をしている自治体もあると。

そういったことを考えたときに、今確かにほかから見たら安いと、ほかの地域から見たら安いというんだけど、基金そのものは住民が高い、国保税が県下で1番、2番目に高いときも一生懸命支払って、そのお金がため込んだという言い方は正しいかどうかはともかく、そういったお金が今基金として残っていると。

今、こういう大変なときだからこそ、そういう基金を使って住民の生活を少しでも楽にしていあげようと、そういった考え方はやっぱり必要だと思うんです。だから自治体によっては工夫して均等割、平等割を自治体独自で減免したり何かしている。そういった減免制度は自治体でつくれると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議 長（中村義則君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 国民健康保険では、低所得者世帯に対する保険税負担を軽減するために、世帯主及び世帯員の総所得金額が一定基準以下の世帯に対し保険税の均等割と平等割を最大7割減額する措置が講じられております。この判定基準には、年々拡充されてきており、本町の令和4年度における減額対象者数は被保険者の57.1%と、前年度より2%増加しております。

法定軽減には、国、県からの交付金があり、町独自の軽減措置につきましては財源補填が行われることはありません。その状況下で特定の被保険者に軽減を行うということは、他の被保険者に一定の負担を求めることになります。被保険者の保険税負担の公平性からも適当ではないと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） でも、その国保を払っていた人たちが多く払っていたから、今国保基金も4億円以上の基金があるわけで、そういったお金を国保の今大変なときに国保基金を、基金の崩しをするべきじゃないかと思いますけれども、それは回答は結構です。考えてください。

それから、減免規定について、再質問をさせていただきます。

国保税の減免を規定している国保77条、あるいは地方税法717条の減免。例えば千葉の市川市では所得が50%以上減少した人にはこの減免を広げて、今回このコロナ禍だとか、物価高騰の中で所得が30%以上減少した人も減免対象に広げていると。そういった自治体によっ

ての減免の対応について、町はどのように考えているのでしょうか。この減免規定について。

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

現在本町では、国民健康保険税減免取扱要綱にて減免の取扱いに関し、必要な事項を定めてございます。

減免の主な事由としましては、震災、風水害、火災などの災害で甚大な損害を受けた方や、倒産、解雇などにより収入が減少し生活が著しく困難と認められている納税義務者の方に対して定めてございます。

議員おっしゃるとおり、要綱にて生活保護基準の数値の判断基準は明記しておりませんが、その他として貧困により生活が著しく困窮し、町長が特に減免の必要があると認めたときと明記してございます。運用につきましては、個々の実態に即した対応をすべきと考えておりますが、判断基準の数値化につきましては、今後も検討課題とさせていただきますので、御理解願います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） この減免規定に対しては、私議員になったときからずっと取り上げているんですね。そのたびに検討課題ということなんです。でも、幾ら、町長が認めた、じゃ町長は何を基準にして認めるのかという基準がなければ認められないと思うんですね。この基準は、なるべく早くつくって減免を広げてください。

最後に、補聴器購入の助成制度について。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助についての再質問を行います。

障害者の制度に該当しない加齢による難聴者による支援。町として、自治体も広がっていますので、そういった支援について、どのようにお考えなのか。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

聴力の低下により地域や家族とのコミュニケーションがうまく取れなくなった方にとって、補聴器や集音器、こちらなどの利用することは日常生活の中で大きなメリットがあると認識しております。

しかしながら、加齢性難聴は高齢者全般に関わるものであるため、補聴器購入に対する補助につきましては、誰もが公平、平等に受けられるよう恒久的な財源の確保を含め制度化す

ることが望ましいと考えておりますので、国や県の動向に注視してまいります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） やっぱ難聴の高齢者の方が地域で暮らすということは、随分大変なことだし、大切なことなんですよね。だんだん耳の聞こえによっては外に外出もしなくなると、こういったところで町が何らかの支援をするということは大事な制度だと思うんです。

その制度に対しても、結構自治体の中で広がっていますので、ぜひそれは真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それから、加齢性難聴の実態の把握、介護保険事業計画に向けた調査という再質問をさせていただきます。

前にニーズ調査はされたと、3月の議会かな、介護保険制度に向けて。それがどのように調査されて、そしてどのように集約されて、どのように今後生かされるのかお答えください。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

介護における高齢者及びその御家族の生活状況やニーズ等の実態を把握することで、介護サービスの見込量などの推計や福祉施策への反映等に向けた次期計画策定の基礎資料として活用しております。

これからの施策の展開については、他の高齢者福祉サービスの状況も踏まえ、総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） この補聴器の助成制度について、毎回要望し聞いているんですけども、補聴器は大変精密な機械であって、高いものであるんですけども、つけてすぐそのまま自分の耳の代わりに使うということは無理だと。そういったことで、前の課長のときに相談をしたら、前の課長がやったださって業者さんのところに行って、そういった機械の使いやすく、精密の機械の調整をしてもらえるかどうかという、そこまでやっていただいたんですけども、その後、相談窓口というのが町としてどのようにしようと思っているのか。あるいは、いや、そういうところじゃなくて専門家に来てもらって、今度はやろうとしているとか、町の方針をお答えください。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

昨年度、町内の補聴器取扱店舗に伺い、公共施設での出張相談開催について相談したところですが、公の施設においては、やはり営利目的の利用制限等があることから、明確な回答がまだこちらのほうにいただいていないところでございます。今後も引き続き協議のほうを進めて行ってまいりたいと思っております。

また、介護予防や生活の質を維持していく上でも、難聴の高齢者への対応というのは重要な課題と認識しておりますので、先行自治体の取組を参考に、現在、山武長生夷隅地域リハビリテーションセンターの専門職からのアドバイスをいただきながら、介護予防事業への言語聴覚士の派遣等ができないかなど調査研究を進めているところでございます。御理解のほうをお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） そこで生まれて育って高齢になってという、やっぱりその人の人生、最後の人生、生きやすいようにする。それもやっぱり行政の私は仕事だと思うんですね。

ですから、今おっしゃったように、もちろん専門家の方が来て、相談窓口に来たり、あるいは何度も今まで一般質問の中でも要望しているように、住民健診の中で聞こえの検診をするとか、そういったことも真剣に取り組んでいただきたいと思います。

質問終わります。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時40分です。

（午前10時28分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時39分）

○議 長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、11番、善塔道代君。

（11番 善塔道代君 登壇）

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

令和5年9月定例会において質問させていただきます。

9月8日に台風13号の影響で千葉県にも線状降水帯が発生し、各地で猛烈な雨が相次ぎ被害をもたらしました。九十九里町付近で1時間に約100mmの大雨が降り、今まで以上に多くの道路が冠水し、通行することが困難な状況でした。被害を受けた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

9月1日は関東大震災から100年を迎えました。また、9月は防災月間でもあります。いつ自然災害が起きるか分かりません。地震や集中豪雨などの自然災害は人の力で食い止めることはできません。しかし、日頃から災害に対する備えを怠らず、対応できる用意をしておけば被害の拡大を防ぐことができます。家庭や地域でできること、行政でできることを考えるとともに、家庭や町の備蓄品を再確認していただきたいと思います。

それでは、町民からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、投票率向上について、3点お伺いいたします。

私たちの生活をよりよくしていくためには、私たちの意見を国政や地方行政に反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが選挙です。しかし、近年の選挙における投票率の低下傾向が続いており、選挙離れ、政治離れが強く懸念されています。

今回の九十九里町長選挙並びに町議会議員選挙の投票率は、前回の投票率60.36%から6.49ポイント下回る53.87%で過去最低の投票率でした。投票権は私たちの代表者を決める国民の最も重要な参政権であり、基本的な権利の一つです。しかし、投票に行きたくても投票所まで行かれない方も多くいます。

そこで1点目に、交通弱者に対する支援として、せめて期日前投票所までの送迎を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

2点目に、投票したくても投票行動ができない、できにくい方々がいます。投票所で障害者や高齢者などの投票を手助けする投票支援カードと、イラストや文字を指などで指して困っていることを伝えるコミュニケーションボードを導入した自治体があります。投票支援カードはA4判で、投票に際して手伝ってほしい内容にチェックを入れて入場整理券と一緒に係員に手渡すとスムーズに投票できる仕組みになっています。

具体的には、投票用紙に代わりに書いてほしい、候補者名を読んでほしい、候補者名を書いた紙や名刺を見て書いてほしいなど6項目が記載されており、ホームページからダウンロードして印刷できる仕組みになっています。

また、コミュニケーションボードはA3判で、投票所内で予想される困り事を指で指すことで自分の意思を伝えることができます。本町でも高齢化が加速しています。高齢者や障害者の方の投票をサポートして、誰もが投票しやすい環境整備が必要と思いますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

3点目に、今後の投票時間の短縮についてですが、大項目と少し離れますが、選挙管理委員会と話し合いましたので質問いたします。

選挙当日の投票時間は、公職選挙法では午前7時から午後8時までと定められていますが、期日前投票がかなり浸透していて、当日の夜の投票率が著しく減少しているため、実際には多くの自治体で短縮されています。

市町村が選任する投票立会人の負担軽減や職員の時間外手当削減など、昨年の参院選でも全国の投票所の37.3%が繰上げを予定し、15年前より約9ポイント増えたそうです。県内でも館山市が昨年の参院選から投票日当日の投票終了時間を2時間繰り上げ、午後6時までとなりました。

公職選挙法では、投票できる時間は午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は選挙人の投票の便宜のため、必要があると認められる特別な事情のある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別な事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰上げ、もしくは繰下げ、または投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができるとあります。本町では、選挙当日の時間短縮をいかがお考えでしょうか。見解を求めます。

2項目めに、3歳児健診における早期発見についてお伺いいたします。

眼鏡などを使っても十分な視力が得られない弱視の子供は50人に1人ほどいるとされ、目の機能が発達する6歳頃までの早期発見、治療が欠かせません。弱視の発見には、3歳児健診の際、専用機器を用いて屈折異常、ピントのずれなどを調べる屈折検査が有効と言われています。子供の視力機能は成長とともに発達し、6歳から8歳までに固まると言われています。その過程で強い屈折異常などがある場合、早期に治療を開始できないと弱視となり、一生視力は不良となります。3歳児健診での屈折検査へ国も動き出しています。

そこで本町においても、屈折検査、フォトスクリーナーを導入して、3歳児視力検査が重要と思いますが、当局の見解を伺います。

3項目めに、がん対策予防についてお伺いいたします。

毎年9月は公益財団法人日本対がん協会が定めたがん征圧月間です。日本人の2人に1人

は一生のうち一度はがんになるとされています。がん予防対策で今懸念されるのが、検診・受診率の低迷です。新型コロナウイルス感染症によるがん診療及びがん検診などへの影響について国立がん研究センターによると、20年度のがん検診受診者数は19年度と比べて約2割減り、また職域検診に比べ住民検診の減少が大きいようです。

未発見がんが進行がんとなって発見される場合もあります。こうしたケースを含め早期に食い止めるには受診勧奨などが重要と思います。また、予防策としてヒトパピローマウイルスHPVワクチンの定期接種やピロリ菌除菌などが推奨されています。そのようなことから3点伺います。

1点目に、「がん征圧月間」に対するがん予防の意識啓発はどのように行っているのか伺います。

2点目に、昨年の「がん検診」受診人数と再検査人数の結果を伺います。

3点目に、男性へのHPVワクチン接種の助成について見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

再質問は自席にて行います。

○議長（中村義則君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 善塔道代議員の質問にお答えします。

なお、投票率向上についての御質問は、後ほど選挙管理委員会書記長から答弁いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、3歳児健診における弱視の早期発見についての御質問にお答えします。

1点目の屈折検査（フォトスクリーナー）の導入についての御質問ですが、本町では、3歳児健診において視力表を使った視力検査を実施しております。3歳児健診における視力検査につきましては、弱視などの視力の発達の遅れや眼疾患を早期に発見して治療につなげるための重要な機会であり、その手段として屈折検査は有効なものと認識しております。

近隣自治体において機器を導入した視力検査が既に実施されていることから、その検査による健診時間などへの影響や精密検査の対象となった保護者への対応状況などを検証し、円滑な3歳児健診の体制整備とともに導入に向け検討を進めてまいります。

次に、がん予防対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の9月の「がん征圧月間」に対するがん予防の意識啓発はどのように行っているの

かとの御質問ですが、がん検診については、年4回の広報掲載や町ホームページ等により周知しており、受診率の向上を図るため特定健診とがん検診を同時に実施しております。また、個別がん検診につきましても、受診方法や受診可能な医療機関などを周知し、がん検診の勧奨に努めております。

引き続き効果的な受診勧奨を図り、がん予防の推進月間の時期などの機会を活用し、がん検診の重要性やがん予防に対する正しい知識の定着が図られるよう意識啓発に取り組んでまいります。

2点目の昨年のがん検診の受診人数と再検査人数の結果についての御質問ですが、令和4年度の集団がん検診では、胃、大腸、乳、子宮、肺、前立腺の6種類のがん検診を実施しており、受診人数は合計で4,959名でございました。このうち要精密検査となった方は180名おり、検査結果とともに受診可能な医療機関及び紹介状などを送付し、早期発見、早期治療につながるよう取り組んでおります。さらに、精密検査の受診確認については、追跡調査により未受診になっている場合は、個別の対応にて受診勧奨を行っております。

また、個別がん検診では、胃、大腸、乳、子宮の4種類のがん検診となりますが、受診者数は合計で84名おり、このうち要精密検査となった方は5名でございました。個別がん検診における精密検査の受診確認については、医療機関等と連携を図り、引き続きがん検診の根底にある早期発見、早期治療に努めてまいります。

3点目の男性へのHPVワクチン接種助成についての御質問ですが、HPVとは皮膚や粘膜に感染する多くの型を持つウイルスで、子宮頸がんの原因の多くを占める特定型のHPVは性的接触により感染するリスクが高いとされておりますが、現時点においては、男性に対するHPVワクチン接種は任意接種となっております。

本町では、予防接種法に基づく定期接種の対象年齢の女性及び積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃したキャッチアップ対象となっている女性に対し、引き続き積極的な勧奨を行ってまいります。男性のHPVワクチン接種の助成につきましては、今後も国や県などの動向を注視してまいります。

以上で善塔道代議員の質問に対する、私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） 選挙管理委員会書記長、篠崎英行君。

○選挙管理委員会書記長（篠崎英行君） 私からは、投票率向上についての御質問にお答えをいたします。

1 点目の交通弱者に対する期日前投票所までの送迎についての御質問ですが、積極的な投票権保障の観点から、送迎などにより交通弱者に投票機会を提供する移動支援は重要なことであると認識しております。先行実施自治体などの事例を参考にしながら、投票者が投票箱に近づける取組を検討してまいります。

2 点目の投票支援カードの導入についての御質問ですが、さきの九十九里町長選挙及び九十九里町議会議員一般選挙における各投票所で、障害者や高齢などの理由により会話や聞き取りが困難な方のために、投票の基本的な流れや投票所で想定されるコミュニケーションの内容を絵や文字で示し、これを指さして使用するコミュニケーションボードを試行的に活用いたしました。今後も引き続き選挙人が投票しやすい投票環境の整備に努めてまいります。

3 点目の今後の投票時間の短縮についての御質問ですが、本町では公職選挙法の規定により、当日の投票所は午前 7 時から午後 8 時まで、期日前投票所は午前 8 時 30 分から午後 8 時までを投票時間としております。

選挙人に対し選挙結果を可能な限り早く公表し、また、投票立会人などの負担を軽減するため、投票時間の短縮は重要な課題であると認識しております。

このことから、令和 4 年 7 月 10 日に執行されました参議院議員通常選挙、さきの九十九里町長選挙及び町議会議員一般選挙において、各投票所における時間帯別投票者数の調査を実施したところでございます。選挙人の投票に支障を来すことなく課題を解決するため、引き続き調査を継続してまいります。

以上で善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 11 番、善塔道代君。

○11 番（善塔道代君） 町長並びに書記長、答弁ありがとうございました。

それでは、再質問いたします。

投票率向上についての 1 点目の交通弱者に対する支援について。

今回の選挙で期日前投票に行った人の話ですが、たまたま知り合いの方が声をかけてくれたので期日前投票に行くことができた、今まで交通手段がなく投票所までなかなか行かなくて困っていた、最近では投票に行っていなかったので行くことができてよかったという声を聞きました。高齢者の皆様の中には、投票所に行きたくても交通手段がないため投票に行かれない方が多くいると思います。今後、ますます増えることでしょう。

このような状況において、せめて期日前投票所に行く手段を考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。答弁お願いいたします。

○議長（中村義則君） 選挙管理委員会書記長、篠崎英行君。

○選挙管理委員会書記長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

様々な要因により投票に行くことができない高齢者の方々に対して移動支援などの実施をすることにより投票手段の選択肢を広げ、投票機会を確保することは投票率向上につながる重要なことであると思います。

また、高齢者などの交通弱者のための巡回バス等による送迎は、投票所の統廃合などで投票所までの距離が遠くなったなどの理由により移動支援が行われているものと認識をしております。

本町の場合、投票所につきましては18か所設けており、これは県内市町村の中でも面積や有権者数から比較しても大変多い状況であることから、現状期日前投票所への移動支援は考えておりません。

ただし、今後有権者数が減少し投票所の統廃合が必要となり、投票所までの距離が遠くなった場合には、その代替措置として移動支援の導入を検討してまいります。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

確かに本町は18か所の投票所があるって、私も本当にこちらに嫁に来て30年前に来て、初めてすごいなって思ったんですね。うちの実家のほうでは4か所しかなかったんで、学校の体育館を使った、その4つの小学校の体育館で終わっていたので、すごいなって、こっちはって、各区にあるって思って、また本当にすばらしいなと思っていたんですけども、やはり人口も減ってきている中もあるし、投票所までも行けない方も今多くいます。

これはなかなか難しい問題だと思いますが、何かの方法を考えていくべきだと思います。期日前投票所を増やすか、車両を利用した移動期日前投票所を開設するか、もしくは送迎を考えるか、交通弱者に対する支援を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に2点目の投票支援カードについてですが、今回の選挙でコミュニケーションボードを試行的に活用していただいたということで、早速の対応ありがとうございました。私が投票所に行ったときには、ちょっと気づかなかったので、どのようなときに対応して、どのような反応だったのか状況を伺います。

○議長（中村義則君） 選挙管理委員会書記長、篠崎英行君。

○選挙管理委員会書記長（篠崎英行君） コミュニケーションボードにつきましては、障害、それから高齢などの理由により会話や聞き取りが困難な方が投票所に来られた際に使用できるように、各投票所の受付に設置をさせていただきました。残念ながら利用の実績はございませんでした。

今回は、あくまでも試行的に導入したものでございます。今後、コミュニケーションボードの事前周知、それから内容の改善を行いながら、より投票しやすい環境の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

引き続き分かりやすく対応していただき、投票しやすい環境をお願いします。また、周知していただかなければ分かりませんので、その点もよろしくお願いいたします。

次に、3点目の投票時間の短縮について。

昨年の参院選挙並びに8月の町長選、町議選において時間帯別投票者数の調査を実施したようですが、結果はどうだったのか。また、引き続き調査をするようですが、あと何回ぐらい調査して決めていくのか予定を伺います。

○議長（中村義則君） 選挙管理委員会書記長、篠崎英行君。

○選挙管理委員会書記長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

初めに、調査の結果についてでございますが、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における当日有権者数は1万3,136人で、このうち午後6時から午後8時に投票された方は396人で、この時間帯の投票率は3.01%でございました。また、さきの九十九里町長選挙及び九十九里町議会議員一般選挙における当日有権者数は1万2,717人で、このうち午後6時から午後8時に投票された方につきましては324人、この時間帯の投票率は2.55%でございました。

次に、今後の調査でございますが、今後執行される選挙におきまして、少なくとも3回から5回の調査を実施し、午後6時以降の投票率を基に、投票日当日の投票時間の繰上げを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

これもまた難しい問題だと思います。投票時間短縮って、すぐにはできないのは分かっております。選挙人の投票に支障を来すことなくしっかり調査して決めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、3歳児健診における早期発見についての屈折検査の導入について質問します。

早期発見のための視力検査については、人間の視力の発達は生後3か月から6歳までにほぼ完成すると言われていています。本町では、年4回3歳児健診を実施していますが、年間何人ぐらい3歳児健診を受け、どのように対応しているのか伺います。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

令和4年度の3歳児健診の対象者、こちらは47名、このうち41名が受診をいたしました。対象者を生年月日順に年4回に分け実施しており、1回当たりの健診の人数を十数名としております。

なお、当日の体調や保護者の都合等により未受診となっている場合には、当該児が4歳を迎えるまでに受診勧奨を行い、全ての対象者が適切な時期に受診できるよう体制を確保しております。

また、健診内容につきましては、身体計測のほか、内科健診、尿検査、歯科健診、視力・聴力検査、個別相談となり、内科医、歯科医師をはじめ、看護師や心理相談員等を含めた総勢12名体制で対応をしております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

屈折検査は照明を落とした半暗室で行い、1m離れた場所に座った子供が数秒間検査機器の光を注視するだけで近視、遠視、乱視、斜視などを測定できます。日本眼科医会では、3歳児健診の中で視力検査に加え、屈折検査機器、フォトスクリーナーを用いた屈折検査の実施を推奨しております。

厚労省は、2022年度予算で母子保健対策強化事業の一つとして、各種検診に必要な備品、屈折検査機器等の整備が盛り込まれておりました。市区町村が機器を購入する際、その経費の半分を財政支援されます。この事業の実施で機器を配備する自治体も増えています。本町もこの事業を活用して屈折検査の導入をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。再度答弁をお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

善塔議員のおっしゃるとおり、今年度も検査機器導入における補助事業が継続実施されております。来年度以降の補助事業については未定ではありますが、費用対効果を含め活用できる補助事業等について精査をし、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 近隣では、横芝光町が昨年11月の3歳児健診から対応し、62名の3歳児が屈折検査を受け、2名精密検査が必要と分かったそうです。山武市や東金市でも、今年度導入されております。また、長柄町でも今年4月から22名の3歳児が屈折検査を受けたそうです。

本町では、3歳児健診に50名ぐらいの子供たちが健診するわけです。3歳から6歳は待たなしです。早急に導入し、本町の子供たちの目を守っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3項目めのがん予防対策について。

国立がん研究センターによると、がんの原因のうち生活習慣や感染による発症は、男性で4割超、女性では4人に1人と言われています。生活習慣を改善することで、誰もががんになるリスクを減らすことができます。同センターには、禁煙、節酒、食生活、身体活動、適正体重の維持、感染の6つについての指針を、日本人のためのがん予防法として定めています。

そこで本町でも、生活習慣に関することやがん予防法を町民に周知することも意識啓発になると思いますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

がんは、様々な要因によって発症していると考えられておりますが、がんと生活習慣病、また生活環境には深い関わりがあるため、生活習慣を改善することで、誰もががん予防に取り組むことが可能となっています。

本町におきましては、生活習慣病の予防に対する健康づくり支援事業として健康相談や栄養指導等を実施しておりますので、このような場を活用し、がん予防に対する効果的かつ効率的な意識啓発につながるよう、今後も引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

2点目の受診人数と再検査人数の結果については、先ほど町長から受診者数など教えていただきましたので、再質問はありません。

令和2年、3年度はコロナ禍でもあり、受診者が減少したと思いますが、令和4年度から少しずつ受診者が増えたらいいですね。また、去年は要精密検査が185名いるようですので、引き続き早期発見、早期治療につながるようによろしく願いいたします。

3点目の男性へのHPVワクチン接種の助成について。

県内では、いすみ市が今年度の当初予算で1人5万円の補助を5人分計上したところ、65人の申込みがあり、補正予算で対応したそうです。国や県の動向より、このような先進地を調査し、本町の男性にもHPVワクチン接種の助成を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。再度答弁をお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

男性へのHPVワクチン接種が予防接種法に基づく定期接種の対象となった際には、積極的な参照を行ってまいりたいと考えております。

現時点においては任意接種となっているため、本町といたしましては、法令に基づく定期接種対象者が適切な時期に円滑な接種が可能となるよう体制を整備するとともに、予防接種の有効性、安全性及び副反応、そのほか接種に関する注意事項について、十分な周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） なかなか思い切ったことができないようですよね。いすみ市ができているのに、なぜできないのかと残念に思います。

先ほど町長よりキャッチアップ対象となっている女性に対し、引き続き積極的な勧奨を行ってまいりますとありました。それはありがとうございます。

それでは、本町のキャッチアップ対象者が何名で、令和4年度及び直近までの本町におけるキャッチアップ接種対象者の接種率はどうなのか答弁をお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

キャッチアップ接種対象者の接種率でございますが、令和４年度は対象者317名のうち、接種実人数が11名でございます。接種率は3.5%でございました。

令和５年度は、８月末時点におきまして、対象者379名のうち24名が接種しており、接種率は6.3%でございます。また、定期接種対象者につきましても4.7%から7.6%に接種率が上昇している状況でございます。

なお、定期接種の対象年齢を超えても、平成９年度生まれ以降の女性で過去にＨＰＶワクチンの接種を合計３回受けていない方はキャッチアップ接種の対象となることから、令和７年３月末までに適切な接種が可能となるよう、引き続き積極的な勧奨に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

子宮頸がんは、ワクチンと健診で予防できるがんです。キャッチアップ接種対象者は、接種最適年齢に接種を勧められなかった世代です。接種的勧奨を差し控えの影響を最小限とし、将来の子宮頸がんの増加を食い止めるためには、この１年間の取組は大変重要です。子宮頸がん経験者らの声からは、自身の後悔とともに予防できる手段があることや、正しい知識を適正年齢でしっかり知りたかった、知ってほしいという声があります。命やライフプランに大きな影響を及ぼす疾患であり、後悔を防ぐために何度でも周知をする必要があります。

また、期限を過ぎ、全額自己負担となると９価ワクチンなら約10万円が自費となります。これは接種の可否を判断する重要な検討材料であり、キャッチアップ期間内に本人と保護者に確実に伝えるべきと考えます。

今回が対象者にとってラストチャンスです。多くの後悔を生まぬよう、期間内の十分な周知が必要です。広報紙やホームページへの掲載とともに、全未接種者へ確実に届く郵便通知をぜひよろしくお願いいたします。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は11時25分といたします。

（午前 11 時 18 分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 24 分）

○議長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、3 番、松井由美子君。

（3 番 松井由美子君 登壇）

○3 番（松井由美子君） 3 番、松井です。

議長のお許しをいただきましたので、6 月度定例会における一般質問を行います。

○議長（中村義則君） 9 月ですね。

○3 番（松井由美子君） 失礼いたしました。9 月度定例会における一般質問を行います。

私は、去る 8 月 27 日に九十九里町議会議員選挙にて初当選させていただきました。政策ビジョンといたしまして、安心・安全のまちづくり、子育て支援、教育の充実、生き生きと暮らせる町、元気で活力があり快適に暮らせるまちづくりを目指します。これらの実現のために懸命に働いてまいる所存でございます。

本日は、初めての一般質問ですが、この数か月、住民の皆様からいただいたお声の中から多かった御意見、御要望を私なりにまとめたものを通告に基づいて質問いたします。町長並びに関連課長の明快な答弁をお願いいたします。

大項目 1 番、災害対策についてお伺いいたします。

①県道飯岡一宮線、通称産業道路周辺の冠水対策について。

近年、台風、線状降水帯、ゲリラ豪雨等の発生により、本町においても多くの地域で冠水が発生しています。先日の台風 13 号においても、町内各所で冠水が発生し、今までこんな状態にはなかったというお声も聞いております。年々悪化している冠水の現状に、住民の皆様も大変不安を感じながら生活されています。

九十九里町公明党では、本件を重く受け止め、我が党の県議会議員と共に現状を調査し、千葉県山武土木事務所へ改善へ向けての要望をしております。町では、具体的にどのような対策をしているのか、お伺いいたします。

②災害時の九十九里海岸陸開の開閉について。

不動堂海岸町営駐車場に設置されている陸開が津波の発生時に閉まると聞いていますが、具体的には、どのようなタイミングで誰が閉めるのかとの心配するお声をいただいております。

す。災害発生時の具体的な開閉の方法について伺います。

③災害時の一人暮らしの高齢者や障がい者の個別避難計画について。

昨年4月に内閣府から優先度の高い避難行動要支援者について、令和3年度からおおむね令和5年度で作成することを市町村に依頼されていると思います。本町でも、既に個別避難計画の作成に取り組んでいることと思いますが、現在の状況について伺います。

大項目2番、環境衛生についてお伺いいたします。

①県道飯岡一宮線、通称産業道路周辺の悪臭対策について。

以前から産業道路周辺の悪臭について、住民の方々から多くのお声が上がっております。私自身も買物をしたり、産業道路周辺のお宅に伺ったときに悪臭を感じるが多々あります。この周辺は観光地でもあり、民宿等の宿泊施設も多くあります。宿泊されたお客様がこの悪臭に驚かれていたというお声もあり、衛生面についても問題であると思います。本町では、本件についてどのように考え、対策されているのか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

再質問は自席にて行います。

○議長（中村義則君） 松井由美子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 松井由美子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、災害対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の県道飯岡一宮線（産業道路）周辺の冠水対策についての御質問ですが、産業道路排水路は海岸線に平行して整備されたもので、高低差も少なく台風やゲリラ豪雨などの影響により、河川の水位が上昇した際には排水能力不足から周辺が冠水し、さらに河川の水位が下がらない限り解消されない状況となっております。

こういったことから、排水路を所管する県に対し強制排水施設の設置要望をしており、昨年度については、知事の現地訪問などを通じて要望活動を行ってまいりました。

今後も引き続き要望活動を継続するとともに、具体的な改善案について、県と協議を進めてまいります。

2点目の災害時の九十九里海岸陸間の開閉についての御質問ですが、不動堂海岸町営駐車場に設置されている陸間は、津波警報の発令時に現地で人が操作を行うことなく、地上回線と災害に強い衛星回線の2系統の通信回線により、安全かつ迅速、確実に閉鎖するシステム

を採用しております。

閉鎖については、気象庁からの津波警報発令により統制局にJアラートによる情報が伝達され、閉鎖指令受信後に各陸閘が自動閉鎖されます。また、開放については、警報が全て解除され安全が確認された後に、山武土木事務所により順次各陸閘の開放作業が行われることとなっております。

3点目の災害時の一人暮らしの高齢者や障がい者の個別避難計画についての御質問ですが、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動、要支援者の避難の実効性の確保に向けた取組が求められています。

本町では、現在、個別避難計画の作成に向けたモデルケースの計画を今年度中に作成するため、防災、福祉部局が連携し、準備を進めているところでございます。

次に、環境衛生についての御質問にお答えいたします。

県道飯岡一宮線（産業道路）周辺の悪臭対策についての御質問ですが、産業道路排水路の悪臭対策については、長年の課題であり、町ではこれまでに汚泥のしゅんせつをはじめ、木炭や活性炭、バイオパネルの設置、さらに勝浦市で実績のあったEM菌の放流を実施してまいりました。

また、平成26年度からは海水をくみ上げ、分水嶺から放水する海水循環施設を稼働させるとともに、塩素剤の散布による滅菌対策を行うなど、試行錯誤を繰り返しながら対策を講じてまいりました。

これらの対策に対して、周辺住民へのアンケート調査では、ある程度の効果が見られるとの評価をいただいておりますが、根本的な改善には至っていない状況でございます。

今後も排水路の管理者である県と連携を図りながら、引き続き悪臭対策に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、松井由美子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。

御答弁ありがとうございます。

冠水対策についての具体的な改善案について県とも協議を行っているということですね。

では、現在の状況について、もう少し具体的にお聞きします。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） それでは、現在の状況についてお答えをさせていただきます。

排水路を所管しております千葉県山武土木事務所に強制排水施設の設置要望を提出してございまして、改善に向けて協議をしてきたところでございますが、県からは排水施設としての処理能力が不足しているということから長期間を要するとのことでございました。

ただし、これまで要望であるとか協議によって、課題については県とも共有をしてございまして、具体的な改善案、さらには事業化に向けて、引き続き協議を進めてまいる考えでございます。

○議 長（中村義則君） 3 番、松井由美子君。

○3 番（松井由美子君） 御答弁ありがとうございました。

本件については、以前から対応しているも、様々な課題があることは理解いたしました。

しかし、災害は突然起こるものであり年々増加しております。住民の安全のため、引き続き改善に向けて積極的に推進していただくよう強く要望し、この質問については終わります。

次に、九十九里海岸陸閘の開閉についてですが、開閉のシステムについては理解いたしましたが、万一観光客が海岸に取り残されてしまったような場合の周知は、どのようにいたしますか。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） それでは、周知方法についてお答えさせていただきます。

初めに気象庁から津波警報が発令された後に J アラートを経由いたしまして陸閘の閉鎖をいたしますが、ゲートが動き出す 7 分前に安全周知装置が作動しまして、ゲートの閉鎖のアナウンスがスピーカーから流れる。同時に回転灯と電光掲示板によって来遊客等へアナウンスがされます。周知がされます。

また、その間、車両につきましては町営駐車場の南北にありますスロープで陸閘の両脇から波乗り道路へ避難するということも可能でございます。また、階段が設置されてございますので、歩行でも避難が可能というような状況になってございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 3 番、松井由美子君。

○3 番（松井由美子君） 具体的な周知の方法についての御答弁ありがとうございました。

次に、一人暮らしの高齢者や障がい者の個別避難計画に向けたモデルケースの計画を、今

年度中に策定するために準備を進めているとのことですが、今年度中とは念のための確認ですが、来年３月までにとの理解でよろしいでしょうか。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） お答えさせていただきます。

議員お見込みのとおりでございます。年度末までの作成に向けて努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） ３番、松井由美子君。

○３番（松井由美子君） 分かりました。来年３月に向けての推進をお願いいたします。

次に、悪臭対策についてですが、試行錯誤しながら様々対策をしているということはよく分かるのですが、この問題も住民の方々からの声はかなり多いことでございます。町として、ほかに何か考えや対策はあるのでしょうか。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 町長答弁でもありましたが、海岸線に沿った平坦な地形で延長が約５kmのこの排水路に対しまして、流域面積約200haございまして、そこに水産加工場であるとか、宅内から排出される雑排水が流れ込むために、平時については流れが少なく悪臭が発生しやすいと。

また、災害時には、雨水を受けきれずあふれるといったデリケートな構造である中で、悪臭対策について申し上げますと、最も広く使われている汚濁の指標でＢＯＤという数値がございます。これが高いと悪臭が発生するという要因になるわけですが、この数値を下げる必要がございます。

具体的には、原因物質を薄めるであるとか、あるいは取り除くということになりますが、これをするためには、これまで進めてまいりました海水循環システムの機能強化、それから汚泥のしゅんせつ等々の対策、これらを拡大しながら継続することが重要であると考えてございます。

なお、課題の解決に向けましては、まだまだ時間がかかるものと認識してございますが、地域住民の生活環境を守るため、引き続き改善策を講じてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ３番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 御答弁ありがとうございました。

難しい課題ばかりではございますが、町に暮らす住民にとっては大変重要なことばかりで
ございます。住みよい町を目指していくため、さらなる推進をお願いし、私の質問を終わ
ります。ありがとうございました。

◎日程第2 休会の件

○議長（中村義則君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

9月25日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、9月25日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（中村義則君） 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

9月26日は定刻より会議を開きます。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君）

○議長（中村義則君）

本日の日程はこれをもって終了いたしました。

9月26日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時45分

令和 5 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 5 年 9 月 2 6 日（火曜日）

令和5年第3回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

令和5年9月26日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 1 号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第5号）
議案第 2 号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 3 号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第 4 号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
議案第 5 号 令和5年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 議案第 14 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 3 議案第 6 号 令和4年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 7 号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 8 号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 9 号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 10 号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 11 号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 12 号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について
議案第 13 号 令和4年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について
- 日程第 4 報告第 1 号 令和4年度九十九里町健全化判断比率の報告について
- 日程第 5 報告第 2 号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 6 報告第 3 号 令和4年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について

日程第 7 報告第 4 号 私債権の放棄について

日程第 8 報告第 5 号 私債権の放棄について

日程第 9 報告第 6 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について

日程第 10 報告第 7 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和 4 事業年度における業務実績に関する評価結果について

日程第 11 休会の件

出席議員 (14 名)

1 番	小野谷 元 伸 君	2 番	阿 井 賢 一 君
3 番	松 井 由美子 君	4 番	西 村 み ほ 君
5 番	小 川 浩 安 君	6 番	原 田 教 光 君
7 番	鏑 田 貴 俊 君	8 番	中 村 義 則 君
9 番	古 川 徹 君	10 番	内 山 菊 敏 君
11 番	善 塔 道 代 君	12 番	細 田 一 男 君
13 番	高 橋 功 君	14 番	谷 川 優 子 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大 矢 吉 明 君	教 育 長	藤 代 賢 司 君
総 務 課 長	篠 崎 英 行 君	企画政策課長	羽 斗 伸 一 君
財 政 課 長	鈴 木 桂 君	税 務 課 長	川 島 常 嗣 君
住 民 課 長	鵜 澤 康 子 君	健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君
社会福祉課長	古 川 紀 行 君	農林水産課長	篠 崎 肇 君
商工観光課長	古 関 保 君	まちづくり課長	作 田 延 保 君
会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君	ガ ス 課 長	山 口 義 則 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	鏑 田 貴 賜 君	代表監査委員	中 村 敏 男 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 木 原 隆 行 君 書 記 鈴 木 克 奈 君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第1号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第5号）

議案第2号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議案第5号 令和5年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）

○議 長（中村義則君） 日程第1、議案第1号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第5号）、議案第2号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）、議案第3号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、議案第5号 令和5年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

議案第1号から議案第5号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鎗田貴賜君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、篠崎肇君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） ガス課長、山口義則君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、古川徹君。

○9 番（古川 徹君） 9 番、古川徹です。

まず17ページ、4 款衛生費、2 項清掃費、3 目塵芥処理費の中の12節委託料、清掃業務委託料（環境）ということで332万6,000円の減額ということでございましたけれども、何か作業員が2 名分増加した分とか何とかと先ほど財政課長のほうから説明があったと思いますけれども、その辺についてもう一度詳しく教えてもらいたいと思います。

もう1 点お聞きします。21ページ、9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費、7 節から10節にわたって報償費、旅費、需用費の中で7 万円の講師謝礼の費用弁償1 万1,000円、消耗費が9,000円という形になっていますけれども、これは県の補助金でやられると思いますけれども、心のバリアフリーという形で指定されたということでお聞きしましたけれども、それについてもう一度、どういう形で取り組むのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） それでは、私のほうからは、塵芥処理費の清掃業務委託料の332万6,000円の減額についてお答えをいたします。

当初予算では、会計年度任用職員に清掃業務委託といたしまして、シルバー人材センターから2 名を加えた4 名体制、ですのでこの減額については、シルバー人材センター分でございます。しかしながら、夏季の作業であるとか重労働等々がありますので、体制の強化を図るということで、会計年度任用職員を4 名にしたということでございます。つまりは、シルバーを2 名分減額し、会計年度任用職員2 名分を改めて雇用したということでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鎗田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） 私のほうから、心のバリアフリー教育について御説明させていただきます。

千葉県では、平成29年度から取り組んできましたオリ・パラ教育、健常者と障害者が一緒に楽しめるスポーツ振興でございます。これを受け継ぎまして、共生社会の形成を見直すことを目的として、令和4年度から県内公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を心のバリアフリー教育地域拠点校に指定して、そのものを目指しておるところでございます。

九十九里中学校では、令和5年度心のバリアフリー教育地域拠点校として、令和5年4月20日に指定を受けましたので、今回補正を上程させていただいたものでございます。

実施内容につきましては、スペシャルオリンピックス理事による講演会を2回実施する予定と、社会福祉協議会との協力によるボッチャ体験等を予定しております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

教育費のほう分かりました。ありがとうございます。

そして、17ページのほうですけれども、シルバー分を減額したと、ですよね。私、心配するのは、減らすのはいいんですけれども、やはり会計年度のほうを4名増という形ですよね。それでいいんですけれども、対応ができているのかどうかですよね、ここは。シルバーのほうを切っちゃって、今現在町なかを見て分かるように、かなりの雑草が出ているような状況でありますけれども、その辺の連携を鑑みただ中でシルバー人材のほうをお断りしたのかどうか。それとも、この会計年度任用職員のほうの4名で十分間に合うということでそのような形を取ったのか、再度お聞きします。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

これまで会計年度任用職員1名に対し、シルバー人材センターから1名を1班として、合計2班で動いておりました。今回、会計年度任用職員4名体制になったんですが、基本的には2名体制で動くんですが、場合によっては4名ばらばらに清掃作業を行うことも可能になります。というのは、平均年齢で申し上げますと、これまでシルバーを入れた4名体制で66.8歳であったのが、今現在の平均年齢57.3歳ということで、それぞれがそれぞれに動けるようになったというふうに認識しているところでございます。

また、雑草については、やはり今現在、手が足りていないというのが実情でございますの

で、今後どういった体制を改めて編成していくのか、今後の課題とさせていただきたいと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。ありがとうございます。

どっちにしても今、課長が今後も協力していくというか、体制を整えていくという御答弁をいただきましたけれども、かなり雑草のほうもはびこっていて、危険な地域もあるわけでございます。特にこの辺周辺でいうと、きどうみち等もかなり通学路、雑草だけじゃなく木も生い茂って、もう道を塞ぐような状態にあるわけでございますので、その辺の管理をしっかり進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算及び企業会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、鑓田貴俊君。

○7番（鑓田貴俊君） 7番、鑓田です。

給食事業特別会計についてちょっとお伺いします。

この補正予算書でいうと22ページ、9款教育費、5項保健体育費、ここで2目の学校給食施設費の69万円、これは御説明で何か人件費の関係だというふうに伺ったんですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、もしものめがずれていたら御指摘いただきたいんですけれども、何か個人的に心配するのは、今盛んに物皆上がるということで、相当物価が上がっていると。いろんなところに影響が出ていると。

給食費の食材のほうは漠然と大丈夫なのかなと。だから、いわゆる給食受託事業収支、これについて今はまだ期間の途中だから、今の時点ではまだそれが精査できないというのか、それはいずれ今年度の決算のときにそれがいろいろ数字として出てきて補助が出るのかとか、その辺がちょっと疑問に思ったもので、お聞きしたいと思います。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鑓田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鑓田貴賜君） お答えさせていただきます。

今年度の決算につきましては、まだ年度途中でございますので、その辺の数値的なものは出ておりません。しかしながら、学校給食業務というのは、子供たちに安全・安心な給食を提供するを第一のモットーとして実施しておるところでございます。

給食費の食材の値上げ、これはやはり給食事業にとっても大きな打撃を受けているのも事実でございます。例えば、牛乳にあっても値上げ幅が結構出ているところでございます。そうしたところ、いわしの応援基金ですとか、そういったものを活用しながら、頂いている給食費の中で安全・安心な給食をお届けするように給食センターとしては進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第1号の採決をいたします。

議案第1号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり
決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和5年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（中村義則君） 日程第2、議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

議案第14号について、提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、古川紀行君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

せんだってこの説明を受けたんですけれども、学童保育中だから社会福祉課のほうで対応していると思うんですけれども、これはただ単に車だからいいということではないんですけれども、やはりこういった行為をするということに関して、学童保育の社会福祉課だけの問題ではなくて、教育委員会のほうではこういった対処はどのようにされたのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、社会福祉課よりこういった事案が発生したということの報告を受けております。小学校校庭内からの投石ということで、石があったということでございますけれども、豊海小学校、砂の校庭ではございません。投げた石も本当に小さな石だと伺っております。そういったことで、豊海小学校に限らず、3小1中に対しましてグラウンドの点検と生徒・児童に対して、石がある、なしの点検はもちろんですけれども、それ以上に危険な行為、石を投げるだとか、そういった行為に対しての指導もお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 車だからお金の補償で済むわけで、これがもし人に当たったりすれば大きな問題になると思うんですね。だから、実際今そういった指導をしたようなお話ですけれども、具体的にやっぱり教育の中でそういった石を投げる行為、あるいはこの間も言ったんですけれども、この中でAという子がBという子に石を渡したと。それで投げたという行為ですね。そういったことに関して、教育委員会というか、学校として具体的にどういった指導をしたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） 今御指摘のとおり、石を投げる行為ということについての指導も併せてお願いしたということでございます。今回、学校側に問い合わせたところ、通常で教員等が石を投げる行為というものを見かけたこともないということもございましたけれども、今後もこのようなことがないようにというような指導をお願いしたところでございます。

今回、学童の時間中に起こった事柄でございますので、そちらについての指導は社会福祉課のほうからお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） それはたまたま起こったのが学童の保育をやっているときだということなんでしょうけれども、こういった行為そのものが、さっき言ったように車だからいいけれども、人にぶつかる可能性もある。それから、石がそばにあったとか、石の大きさの問題ではないんですよね。学校としてどういった全体的に子供たちに教育をしたのか、そちらのほうが私、むしろ大変なことだと思うんですよね。

ですから、十分に石がどうのこうのではなくて、石があったの、なかったの、大きさなんか問題ではないんです。そういった行為をしたということに関して学校としてどういった対応、あるいはほかの子供に対してもどういった対応をしたのかということが、私はそれがお聞きしたかったんですけれども、それが全然具体的な話が聞かれていないと。

そういうふうに指導するようにしましたというだけではなくて、今後、さっき言ったように車だからいい、お金で解決できるからいい。これが人に当たったらお金の問題ではないという、そういったことがまだきちんと分からないのか、分からなくてやったのか、本当に分からない年なのかというところはやっぱり教育だと思うんですよね。ですから、今後そういったことを全校の生徒に徹底していただきたいと思います。いいです、回答は。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。

この間、社会福祉課長のほうから説明を受けたわけでございますけれども、そのときにお願ひしたのは、あくまでも石があるところというのは周りに滑り台があるわけですよね。児童が遊ぶ滑り台。今局長のほうから、今後はそのようなことがないように、やらないようにという指導を出してくれたということでございますけれども、そのような校舎内、そういったまた遊具がある周りに石がある自体が私は問題だと思うんです。

何か必要だって石が置いてあるものなのかどうか分かりませんが、できればもう二度とこういうことがないように、その石はすぐ撤去するなりする指導を出すべきだと思うんですが、その辺は局長のほうから説明がなかったもので、局長のほうと課長とお話を進めてくれということはこの間、課長にもお願いしてあるはずでございます。その辺はどうなんでしょうか、確認します。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鏑田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

もちろん今議員さんがおっしゃられたとおり、遊具の周りに石があるというのは、石を投げる行為だけではなくて、転んだり何かしたときにも危険だというふうに考えておりますので、3小1中、特に小学校の遊具の周りを点検するように、再度、小・中学校のほうには指導してまいりたいと考えております。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は10時40分です。

（午前10時30分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時39分）

◎日程第3 議案第 6号 令和4年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 号 令和 4 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第 8 号 令和 4 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算の認定について

議案第 9 号 令和 4 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について

議案第 10 号 令和 4 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第 11 号 令和 4 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第 12 号 令和 4 年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定
について

議案第 13 号 令和 4 年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について

○議長（中村義則君） 日程第 3、議案第 6 号 令和 4 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 号 令和 4 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 8 号 令和 4 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 9 号 令和 4 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 10 号 令和 4 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 11 号 令和 4 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 12 号 令和 4 年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について、議案第 13 号 令和 4 年度九十九里町ガス事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

議案第 6 号から議案第 13 号までの歳入歳出決算について、順次、内容説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鏈田貴賜君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） 住民課長、鶴澤康子君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は午後 1 時です。

(午前 11 時 45 分)

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時 58 分)

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

(提案理由説明)

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、篠崎肇君。

(提案理由説明)

○議 長（中村義則君） ガス課長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は 2 時 15 分です。

(午後 2 時 04 分)

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時 14 分)

◎日程第 4 報告第 1 号 令和 4 年度九十九里町健全化判断比率の報告について

○議 長（中村義則君） 日程第 4、報告第 1 号 令和 4 年度九十九里町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告第 1 号について、趣旨説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(趣旨説明)

○議 長（中村義則君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第 5 報告第 2 号 令和 4 年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について

○議 長（中村義則君） 日程第5、報告第2号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第2号について、趣旨説明を求めます。

農林水産課長、篠崎肇君。

（趣旨説明）

○議 長（中村義則君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第6 報告第3号 令和4年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告
について

○議 長（中村義則君） 日程第6、報告第3号 令和4年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第3号について、趣旨説明を求めます。

ガス課長、山口義則君。

（趣旨説明）

○議 長（中村義則君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第7 報告第4号 私債権の放棄について

○議 長（中村義則君） 日程第7、報告第4号 私債権の放棄についてを議題といたします。

報告第4号について、趣旨説明を求めます。

まちづくり課長、作田延保君。

（趣旨説明）

○議 長（中村義則君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第8 報告第5号 私債権の放棄について

○議 長（中村義則君） 日程第8、報告第5号 私債権の放棄についてを議題といたします。

報告第5号について、趣旨説明を求めます。

ガス課長、山口義則君。

（趣旨説明）

○議 長（中村義則君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第 9 報告第 6 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について

○議長（中村義則君） 日程第 9、報告第 6 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてを議題といたします。

報告第 6 号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鶴岡正美君。

（趣旨説明）

○議長（中村義則君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第 10 報告第 7 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和 4 事業年度における業務実績に関する評価結果について

○議長（中村義則君） 日程第 10、報告第 7 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和 4 事業年度における業務実績に関する評価結果についてを議題といたします。

報告第 7 号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鶴岡正美君。

（趣旨説明）

○議長（中村義則君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

暫時休憩します。

再開は 3 時です。

（午後 2 時 50 分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 58 分）

○議長（中村義則君） 各会計の説明及び財政健全化法関連の報告が終了いたしましたので、代表監査委員に決算審査の意見を求めます。

代表監査委員、中村敏男君。

○代表監査委員（中村敏男君） 代表監査委員の中村敏男でございます。よろしくお願いいたします。

決算審査の概要を行いましたので、その審査結果を報告させていただきます。

○議 長（中村義則君） 代表監査委員、座ってもらって、大丈夫なので。

○代表監査委員（中村敏男君） はい。

お手元の資料といたしまして、一般会計・特別会計決算意見書、集落排水決算意見書、ガス会計審査意見書及び財政健全化審査意見書の4部、お手元にあると思いますが、よろしいでしょうか。

それでは初めに、一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書を報告させていただきます。

資料の1ページ目を御覧いただき、審査対象、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

審査の結果につきましては、審査した各会計の決算書は、法令の定めに従い作成され、関係諸帳簿、諸書類を精査照合した結果、計数は正確であり、予算の執行は議会の議決の本旨にのっとり、適正かつ効率的に執行されているものと認めました。

次に、2ページ、会計別決算審査の概要ですが、歳入決算額が118億5,474万9,000円で、前年度3億3,693万8,000円の減額、2.8%の減、歳出決算額が112億8,442万1,000円で前年度2億9,552万3,000円の減額、2.6%の減となりました。

国保、後期高齢者、介護保険特別会計の歳入歳出の増額に懸念はありますが、病院事業特別会計を除外すると、歳入で2億3,406万7,000円の減額、2.0%の減、歳出で1億9,265万2,000円の減額、1.7%の減といずれも減少しております。全体としては、歳入前年比97.2%、歳出前年比97.4%と横ばいであり、良好と判断いたします。

次に、3ページ、一般会計、決算収支の状況ですが、単年度収支がマイナスの3,650万円で小幅な減額となりました。

次に、4ページ、一般会計歳入款別前年度対比表、令和4年度構成比で地方交付税が32.9%を占め、町税の21.5%をしのぎ、依存財源によるところが大きく、この傾向が改善されることが重要であります。

一般財源のうち、経常的なものが41億8,234万4,000円で、経常経費に充当された額が35億5,394万6,000円で、経常収支比率が85.0%となり、前年度の79.8%に比べ5.2ポイント増加し、本町の財政構造が弾力的に乏しく、引き続き経費の抑制に努める必要があります。なお、経常収支比率が85%ですが、比率が低いほど臨時的に使える経費が多くなります。

次に、5ページでございます。

5ページの町税の税目別推移は、前年度比2,818万円、1.9%の増収であり、年度別町税収

入状況では収入未済額が担当課の努力で減少しております。

詳細は6ページに掲載されております。

次に、7ページ、町税の収納状況では下段記載のとおり、収入率は県下50位、町税調定額において滞納繰越分の占める割合が本町は7.2%となっており、県平均2.6%、町村平均5.1%、滞納割合が高い状況です。今後は、収入率の向上と収入未済額の解消、不納欠損額を減少するよう要望いたします。

次に、8ページ。

歳出、一般会計、歳出決算額、歳出予算額70億2,667万4,000円に対して、支出済額66億1,125万1,000円で執行率が94.1%となりました。前年度支出額に比べ2億6,251万4,000円の減額、3.8%の減となりましたが、前年の執行率93.9%と比較すると0.2ポイント改善しており、予算現額に対する執行率は改善傾向にあります。

歳出款別比較は8ページから11ページに記載のとおり、前年度、歳出済額との比較については12ページに記載のとおりでございます。

一般会計の歳出につきましては、11ページの下段に記載のとおり、予算の執行状況は良好であり、計数的にも正確でありました。今後、財政運営が厳しくなる中、一層の効率・効果的な執行に邁進するよう要望いたします。

13ページ。

将来にわたる普通会計の財政状況は、実質公債費比率7.5%となり、前年度に比べ0.1ポイント増加しているものの、よい数値でありました。なお、令和4年度普通会計健全化意見書2ページに同様のことが記載されております。

次に、14ページ、15ページ、給食事業特別会計。

給食事業特別会計は、歳入歳出とも1億3,259万円であり、前年比2,653万1,000円の減額でありました。歳入の主なものは、一般会計繰入金2,235万7,000円の減額、給食受給児童、生徒数39名減、職員1名増によって、受託事業収入が346万6,000円の減収によるものとなっております。

歳出の主なものは、令和3年度の給食センターの防水、外壁等の改修工事2,474万9,000円の完了によるもので減額となっております。なお、収入済額は現年度分が増加しており、不納欠損のないように努力をお願いいたします。それは、14ページの下段にあります。現年度分が増加しております。

次に、16ページ、17ページ。

国民健康保険特別会計は、歳入、収入済額、歳出、支出済額、いずれも増加しております。事業収支は収入済額22億214万8,000円、前年度21億7,487万8,000円、2,727万円の増加。支出済額21億6,329万1,000円、前年度21億919万3,000円、5,409万8,000円の増加。実質収支は3,885万8,000円の黒字、前年度は実質収支は6,568万5,000円であり、2,682万7,000円の減額となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税3,106万5,000円の減少、県支出金2,366万6,000円の増加、基金繰入金の2,670万6,000円の増加、繰越金1,505万3,000円の増加によるものです。

歳出の主なものは、基金積立金3,179万8,000円の増加、保険給付費は前年比1,908万8,000円の増加によるものです。国民健康保険税は加入世帯の減少、178世帯、被保険者数の減少、314人という状況になりますが、保険給付費は増加、1人当たりの給付費も3万1,000円増加しております。

保険料収入率は、16ページ下段に記載のとおり、低水準であって県下47位であります。一層の努力が必要と判断いたします。

次に、18ページ。

後期高齢者医療特別会計は、歳入で2億4,876万5,000円、前年比2,083万3,000円の増加、歳出合計2億4,585万6,000円、前年比2,132万6,000円の増加、いずれも前年比は増加しております。対象人員は3,199人、75歳以上が3,155人、65歳以上75歳未満で障害認定による者44人を含んで前年比4.9%の増加、また3,199人は町人口1万4,537人の22.0%、昨年より1.4%増加しております。

18ページの中段に記載のとおり、収入未済額の収入率の向上及び不納欠損額が発生しないよう要望いたします。

次に、19ページ、20ページ。

介護保険特別会計、第1号被保険者数は6,171人であり、3年間で0.8%の増加となっております。歳入合計19億798万8,000円、歳出合計18億1,334万3,000円で、実質収支額は9,464万5,000円の黒字となっております。

収入未済額が2,388万円のうち滞納繰越分保険料が1,933万円発生しており、徴収に努めるよう要望いたします。

保険給付費率、保険給付費の増額、前年度より3,467万5,000円の増加は、自宅介護や介護施設等の介護サービスの利用者数が増加したものであり、介護予防活動の取組が重要となっております。

次に、21ページ。

病院事業特別会計は、歳入歳出とも3億1,809万1,000円であり、前年比1億287万1,000円の減額となりました。主なものは、歳入県支出金が前年比8,750万円の減額、歳出は基金積立金の8,752万3,000円の減額によるものです。

21ページの下段に記載のとおり、令和4年度の病院事業債の残高が18億9,453万6,000円となっております。町財政負担として病院事業債の元利償還は計画どおりであります。病院経営収支の資金不足への貸付金が8億7,597万1,000円であり、病院経営の収支改善の促進が急務となっております。

なお、令和4年度の単年度収支であります。歳入でコロナ関連の補助金が24億6,353万6,000円ありました。当期利益が13億4,174万9,000円となって、キャッシュフローも16億8,893万7,000円の増加で、残高は43億9,370万6,000円と増加しております。令和5年度も改善方向に向かうといいなとは思っておりますが、そういうふうな状況になっておりました。

次に、22ページ、むすびであります。令和4年度は前年度に引き続いて新型コロナウイルス感染症への対応を基軸とした行政運営及び新たに過疎対策事業債の活用で、町の施策と財政はともに若干拡充された感があります。現状、町の基幹である行政事務は円滑順調に更新、施行されておるものの、施策面において見直し実行が急務であり、公共施設は年々確実に老朽化していきます。

町民の高齢化、少子化、過疎化の進行は、最先端グループの模様であり、この町民の暮らしよさを改善に、町行政がいかに関与していくか、さらなる創意工夫が必要であります。

町行政施策として、町民の日常の暮らしよさを感じさせる町独自の事業展開が求められています。

各課で行われている業務内容は事業そのものであり、サービスの向上が町民との距離を縮める一端と考えます。

これらのことについて、いつ、誰が考え、実行するか、リーダーとして活躍すべき立場の皆様期待您的しております。

令和5年8月30日。九十九里町監査委員、中村敏男、同、内山菊敏。

引き続きまして、農業集落排水事業会計の決算監査意見書に移ります。

1ページ目、審査対象は記載のとおり、審査期日は令和5年6月28日、審査概要は他の会計と同様であります。

審査結果ですが、審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属書類は、いずれも地方

公営企業法、その他関連法令の定めに従い作成されており、数値は正確であり、会計処理も定められた手続により行われ、かつ現金及び預金は適切に運用保管されており、本決算は適正なものと認めました。

2 ページ、収益的収入及び支出は、収入は 1 億 6,359 万円、支出は 1 億 6,028 万 2,000 円で、330 万 8,000 円の黒字でありました。要因といたしましては、長期前受金の戻入れ 1 億 731 万 9,000 円により、利益が確保されました。

3 ページ、資本的収入及び支出。

企業債及び県補助金で建設改良費に充当され、企業債償還金は他会計の補助金により決済されております。

4 ページ、業務実績は、処理戸数、処理水量の減少が顕著で、加入世帯の増加が急務となっております。

5 ページの収益・費用については、営業損益は 1 億 1,930 万円の赤字、前年 9,938 万 7,000 円の赤字、1,991 万 3,000 円の増加となり、営業外損益は 1 億 2,308 万 5,000 円、前年 1 億 229 万 8,000 円で 2,078 万 7,000 円の増加となりました。

当年度の純利益は 378 万 5,000 円、前年 288 万 5,000 円で 90 万円の増加でありました。

次に、9 ページの審査意見ですが、1 ページの審査の結果どおりでございます。

審査結果の概要ですが、1、現有設備の償却が向こう 30 年要すること。

2 番目、発行済地方債の未償還残高の返済に、向こう 10 年以上の一般会計から拠出すること。

3 番、施設の老朽化で修繕費が加速度的に増加が見込まれること。

4 番、真亀丘地区集落排水処理施設工事取得後、ほかの施設も順次多額の投資が見込まれます。

5 番目として、修繕費で処理できるものを年度経費として処理し、固定資産への軽減をお願いします。

6 番目として、施設受益者数の減少、町一般会計からの拠出、修繕費、電力費の負担増で、汚水処理料金の改定も検討せざるを得ません。

今後、公営企業としての経営の基本原則を堅持し、加入者の生活排水処理を安定的に確保するための施設の維持・管理と経営の健全化に関係職員一丸となって邁進されるよう提言いたします。

令和 5 年 7 月 27 日。監査委員、中村敏男、同、内山菊敏。

続きまして、ガス事業会計の決算意見書に移ります。

1 ページ目、審査対象は記載のとおり、審査期日は令和 5 年 6 月 28 日、審査概要はほかの会計と同様であります。

審査結果ですが、審査に付された決算報告書、財務諸表及び附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令の定めに従い作成されており、数値は正確であり、会計処理も定められた手続により行われ、かつ現金及び預金は適切に運用保管されており、本決算は適正なものと認めました。

次に、2 ページ、3 ページ、4 ページになります。

家庭用の販売ガス量は減少しましたが、商工業用の増加に伴い、ガス事業収益は前年比 932 万 2,000 円の増加となりました。

収益的支出は、前年比 1,929 万 2,000 円の支出増でありました。

5 ページ、営業損益は 7,650 万 5,000 円の赤字、営業外損益は 7,183 万 8,000 円の黒字、当年度純利益は 466 万 6,000 円の損失となりました。

1 m³当たりの営業収入は 87 円 79 銭、1 m³当たりの事業原価は 109 円 87 銭、差引き 22 円 8 銭の赤字となっております。

6 ページの経営分析比率であります。令和 3 年度と比較して利益率の低下要因を受け、全体的に低下しております。

10 ページの審査意見は、1 ページの審査結果と同様であります。

審査結果の概要は、1、本決算で当年度純損失が 466 万 6,000 円生じたこと。

2、ガス供給量で家庭用供給先が減少したものの、年間 2.2% 増加したこと。

3 番、家庭用の減少に伴い、商工業用に向けた供給先拡大を進めること、さらに進めること。

4 番目、地場天然ガスの供給の町営ガスの様々な意義を町内への再認識を進めていただきたい。

5 番目として、さらなる費用の削減と、販売単価の見直しを検討する時期と考えております。

今後、公営企業として経営の基本的原則を堅持し、ガス事業の保安を確保しつつ、安定した供給サービスの向上と経営の健全化に関係職員一丸となって邁進されるよう提言いたします。

令和 5 年 7 月 27 日。監査委員、中村敏男、同、内山菊敏。

次に、令和4年度普通会計・企業会計健全化審査意見書をお願いします。

1 ページ目、普通会計。

審査の対象及び審査の実施日、記載のとおり実施いたしました。

普通会計。

町長からの提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施し、いずれも適正に作成されているものと認めました。

2 ページ。

全ての比率が基準を下回っており、良好であり、指摘する事項はありませんが、引き続き財政の健全化に努めることを要望いたします。

次に、5 ページ、6 ページ、7 ページ、8 ページになります。

農業集落排水事業会計、ガス事業会計。

普通会計と同様、書類は適正に作成されているものと認めました。

資金不足比率は、いずれもマイナスで良好な状況となっており、特に指摘する事項はありません。

普通会計、企業会計、いずれの比率も良好ではありますが、本町の場合、基礎となるパイが小さいため、財源の効率、効果的な執行、経費節減等に邁進するよう要望いたします。

令和5年8月30日。監査委員、中村敏男、同、内山菊敏。

以上の内容で、常任委員会で検討され、本会議で承認されますようお願いいたします。

以上をもちまして、決算審査の意見を終了といたします。

○議長（中村義則君） 中村代表監査委員、御苦労さまでした。

内容説明及び代表監査委員による決算審査の意見が終了しました。

質疑、討論、採決は後日の本会議で行います。

◎日程第11 休会の件

○議長（中村義則君） 日程第11、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

9月27日から10月5日まで、常任委員会の開催及び議案調査のため、休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、9月27日から10月5日まで休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

10月6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時32分

令和 5 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 5 年 1 0 月 6 日（金曜日）

令和5年第3回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第4号）

令和5年10月6日（金）午前9時35分開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 6号 令和4年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について

議案第13号 令和4年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について

日程第 3 陳情第 1号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情書

追加日程第1 議案第15号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

追加日程第2 発議第 1号 議会改革推進特別委員会の設置について

追加日程第3 特別委員会の委員の選任について

出席議員 （14名）

1番 小野谷 元 伸 君

2番 阿 井 賢 一 君

3番 松 井 由美子 君

4番 西 村 み ほ 君

5番 小 川 浩 安 君

6番 原 田 教 光 君

7番 鏑 田 貴 俊 君

8番 中 村 義 則 君

9 番 古 川 徹 君
 1 1 番 善 塔 道 代 君
 1 3 番 高 橋 功 君

1 0 番 内 山 菊 敏 君
 1 2 番 細 田 一 男 君
 1 4 番 谷 川 優 子 君

欠 席 議 員 （なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大 矢 吉 明 君	教 育 長	藤 代 賢 司 君
総 務 課 長	篠 崎 英 行 君	企画政策課長	羽 斗 伸 一 君
財 政 課 長	鈴 木 桂 君	税 務 課 長	川 島 常 嗣 君
住 民 課 長	鵜 澤 康 子 君	健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君
社会福祉課長	古 川 紀 行 君	農林水産課長	篠 崎 肇 君
商工観光課長	古 関 保 君	まちづくり 課 長	作 田 延 保 君
会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君	ガ ス 課 長	山 口 義 則 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	鐘 田 貴 賜 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書 記	鈴 木 克 奈 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

開 議 午前 9 時 3 5 分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第 1、諸般の報告をいたします。

文教民生常任委員会委員長より委員会審査報告書の提出があり、これを受理いたしました。

◎日程第 2 議案第 6 号 令和 4 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 号 令和 4 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 号 令和 4 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9 号 令和 4 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 10 号 令和 4 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 11 号 令和 4 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 12 号 令和 4 年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について

議案第 13 号 令和 4 年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について

○議 長（中村義則君） 日程第 2、議案第 6 号 令和 4 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 号 令和 4 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 8 号 令和 4 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 9 号 令和 4 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について、議案第10号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について、議案第13号 令和4年度九十九里町ガス事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

各会計とも既に内容説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計決算について質疑を行います。次に、特別会計決算、事業会計決算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計決算について質疑を行います。

質問者は質問の内容を簡明に述べ、答弁者はその内容を理解し質問に対し明確な答弁をされるようお願いいたします。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

一般会計からお伺いします、1点。

130ページ、本冊、款4項1目4、附属資料ですと82ページの排水路等浄化事業、電気料約34万円というのが出ているんですけども、これは産業排水の関係のお金でしょうか、排水路についての。毎回産業排水が、今回も台風でかなり住民の中に冠水したり何かして困っているようなので、例えば予算化をして、今後の対策等はどのように考えているのかお答えください。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 議員おっしゃるとおり、光熱水費につきましては、産業道路排水路に海水を流しております海水循環のポンプの電気料金ということになります。

町としての今後の対策についてでございますが、これは先般一般質問でもお答えしたとおり、これまでしゅんせつをはじめといたしまして、木炭、活性炭、バイオパネルの設置、さらにEM菌の放流等々をしてまいりました。また、令和2年度からは塩素剤を散布する等々、滅菌を行うといった対策を行ってきたところでございます。

今後、排水路の管理者であります県とともに、引き続き悪臭対策に取り組んでまいります。が、やるということについては、やはり原因物質を取り除くか薄めるかというようなことになろうと思いますので、その辺を重点的に対策をしたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 例えば、強制排水だとか県との協議の中で、そういった予算化をしながら作田のほうで強制排水、そういった排水路等浄化事業として予算化は考えておられるのかお答えください。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 県とも協議をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（「暫時休憩」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午前 9時41分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時42分）

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 産業道路の今度は冠水対策ということでございますが、これは流末に強制排水施設を造る等々について、県と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

私は1点お願いしたいと思います。

附属資料の1ページ、財政力指数のことなんですけれども、前回も質問させていただきましたが、年々ここが低くなっていっているのです、その状況の内容、令和3年のときは0.44、また令和4年は0.43、その前は0.46もあったので、だんだん低くなっているその状況の内容を教えていただきたいと思います。

また、近隣で、山武郡市のほうで九十九里町は何位ぐらいになっているのか教えてください。

い。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） それでは、ただいまの善塔議員の御質問にお答えいたします。

議員も御承知のとおり、財政力指数につきましては、地方公共団体の財政力を示す指標と
いうことが言われております。その算定方法につきましては、基準財政収入額を基準財政需
要額で除した数値ということになっております。ここの令和４年度の決算カードに載る数字
につきましては、過去３か年の平均値ということになっております。

令和４年度は0.43ということで、令和３年度は0.44という数字だったかと思います。内容
としては、３か年の平均ということになりますので、令和３年度は令和元年度が0.46、令和
２年度が0.45、令和３年が0.42という数字です。その平均で0.44という数字になっており
ます。令和４年度につきましては、令和２年度が0.45、令和３年度が0.42、令和４年度が
0.42ということで、その平均値が0.43ということで、ポイント的には0.01ポイント下がって
いるという状況です。

その下がった理由というところでございますけれども、端的に申しますと、令和３年度、
令和４年度とも、分母である基準財政需要額の数字が上がっているという状況です。特に基
準財政収入額につきましては、資料でいうと決算附属資料を見てもらって、３ページでした
か、過去５か年の決算額の推移というところで町税が出ておりますが、平成30年度から令和
４年度までの町税の決算額が出ております。ここを見てもらうと、町税については大体15億
前後で推移しているということで、これを見ると分子のほうは基本的にはそんなに変更がな
いということがありまして、分母のほうの基準財政需要額が国の交付税を交付する都合上、
増えたり減ったりとかするという状況がありますので、その件で３年度、４年度の需要額が
増えて、数字が下がっているという状況でございます。

以上でございます。

（発言する者あり）

○財政課長（鈴木 桂君） 郡内の、ちょっと今資料を出しますのでお待ち下さい。

財政力指数につきましては、郡内６団体でいうと５番目です。一番いいのが芝山町が1.00、
ちなみにこの財政力指数が1.00を示すと、普通交付税の不交付団体ということになります。
続いて、東金市が0.67、大網白里市が0.60、山武市が0.48、横芝光町が0.5、すみません、
一番最後でしたね。九十九里町は0.43という状況でございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 言葉が速いので、よく聞き取れないというか、ちょっと理解できないのはあるんですけども、3か年の平均ということ、まずそこがポイントなんですよ。これって、じゃ、3か年というか、いつまでこれはうちは財政力指数が下がっていくのか、上がるということにするにはどうしたらいいのか教えていただきたいと思います。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

財政力指数を上げるということであれば、分母である基準財政需要額が一定だというふうに仮定した場合で答えさせてもらえれば、この基準財政収入額を上げる。基準財政収入額につきましては、元は町税と地方譲与税、あとは国の交付金から算出、算定されるものですので、譲与税、交付金等については国の情勢がありますので、地方公共団体で上げ下げできるものではないかと思っております。そこから見てみますと、残っているのは町税ということになりますので、町税が上がれば、このポイントは上がっていくということにはなるかと思えます。

ただ、あくまでも基準財政需要額が一定ということ仮定した場合ということになります。国のほうで地方に交付税を多く交付しようということになれば、ここがいろいろ算定が変わってきて分母が上がる場合がありますので、分母が上がってしまえば分子が同じように増えたとしても、数字はあまり変わっていかないという状況はあるかと思えます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。本当に、ここの財政力指数を意外と各自治体も気にしているところだと思います。まして議員もここを見て、その自治体がどれだけ財政力がいいのかというのを見てしまうことも多くあると思うんですよ。やっぱりちょっと聞いた話で、よく視察に行くときも、ここの指数を見て判断すると聞くこともありますので、本町については厳しい状況にあるのは確かなんですけども、上がる方向に向けて努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

先ほどの谷川議員からの質問にも関連するんですが、効果表の中で保健衛生費、産業道路

の排水問題、この中の排水路等浄化事業で、光熱水費として34万1,011円が決算として報告されていますが、この予算で排水路対策が十分にできているのか。効果的に結果として、海水を取り入れているポンプの電気代だと思うんだけど、これで効果があつたと捉えているのかどうか。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 光熱水費についての御質問でございますが、この産業道路の排水路に流しておりますこのポンプにつきましては、平成26年度に設置をしたものでございまして、40m³の貯水槽に海水をくみ上げて、3時間置きに6回、22m³ずつ放流していくと、ただし21時から5時までの間につきましてはモーターを止めている状況でありまして、そのトータルがこの35万何がしという数字になろうかと思えます。

そこで、効果についてでございますが、設置当初、住民に対するアンケートにおいては、臭いが緩和されたであるとか、大分よくなったというようなお言葉をいただいているところでございます。ただ、それによって、今現在悪臭が全くないかと言われれば、そこまでの効果は上がっておりませんでしたので、今後こういったプラスアルファの対策ができるのか検討をしてみますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

先般の一般質問の中でも、同僚議員からこの排水路悪臭対策も質問が出て、同じような答弁をいただいて確認は取れているんですが、私が議員になって、いつも定例会のたびに発言するんだけど、20年来押し問答をやっていて、そんなに進展性がないのよと私は感じている。それにもかかわらず、海水を取り入れて3年、4年ぐらいになるのかな、過去の実績を見ると電気代が20万、37万、30万と、過去3年間でそんなに推移していないのよ。今回も34万ぐらいの電気代がかかったということで決算に出てきたんだけど、この内容を見ると4年間やっても、ただ海水を回して、悪臭対策ができているような効果がもう今、課長答弁であまり見られないと、じゃ、このまま来年もこのような状態で事業を進めていくのか、その点を確認したいんだけど。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 排水路の循環のこのシステムにつきましては、効果を見ながら、できれば拡充する方向でいきたいというふうに考えているところではありますが、それ以外にも塩素剤であるとか、しゅんせつというものを並行して行っているところでござい

ます。また、県にもしゅんせつについては御協力をいただいているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 前向きな県との協議で進めていくという答弁でしたが、課長、なぜ私がここで質問したかという、さっきも申し上げたように先般の一般質問の中でも出た、ただいま谷川議員からも出た、町も我々議会もこの大きな事業を、今まちづくり観光立町を唱えている本町において、この排水の悪臭対策というのは、これは重要課題だと思って私はずっと取り上げてきていたんだけれども、排水路の問題と悪臭対策は事業が違うから、県にはお願いに行っても、悪臭対策は例えば分水嶺である栗生、屋形地区の付近、あそこを県が毎年かな、50mぐらいのラインでしゅんせつ、草刈り等をやってくれていると、県はその程度の考え方しかないのよ。草を刈ったって汚泥を50m取ったって、あの排水路の悪臭対策にならないと私は思っているわけよ。

それにあわせて、今、先般もあった、4年前の台風9号のときもあった栗生、屋形地区の一番低いところは、大雨、災害等が発生すると床下浸水や床上浸水と、そういう不安を被害から受けているわけよ。

だから、排水路を整備することと排水路の排水を整備することは事業が違うので、所管が同じまちづくり課だと思うんだけれども、両方面で整備を進めていってもらいたい、県にお願いしてもらいたいわけよ。今までは悪臭対策だった、今度は排水路が大雨であふれちゃうから、今度は排水路と両方の事業を進めていってもらいたい。

○議 長（中村義則君） 細田議員に申し上げます。

質問内容を簡明にお願いできますか。

○12番（細田一男君） だから、お願いしているわけよ。県に協議して要望しているということなんだけれども、そういう観念から県と協議を進めてもらいたいと思います。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 貴重な御意見ありがとうございます。引き続き県と協議を進めてまいります。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。

ページ数、106ページになります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費、7 節報償費の中の米寿敬老賞賜金92万5,000円についてお聞きます。

米寿を迎えられた方々は115人というふうな形でお聞きしたと思いますけれども、百寿、米寿とありまして、百寿の方々には5万円をお祝い金として差し上げているという中で、また米寿の方々には5,000円という形でお祝い金をあげていると思うんですけれども、あまりにもちょっと米寿を迎えられた方々、これまで長年にわたり町に貢献をされてきた方々に対して、やはりお祝い金というものはもう少し差し上げたほうがいいんじゃないかなと、できれば倍ぐらいの、5,000円じゃなく1万円ぐらいの計算でいただけたらと思いますが、その辺はどのようにお考えをされているのかお聞きしたいと思います。1点です。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） ただいまの古川徹議員の御質問にお答えいたします。

米寿、百寿の敬老祝い金につきましては、88歳、満100歳になられた方に長年の労をねぎらうための祝い金として、議員がおっしゃるとおり、5,000円と5万円ということで町のほうからお祝い金のほうをお送りしております。

こちらにつきましては、過去を遡りますと平成14年の改正、平成17年の改正、平成20年の改正という形で見直しをかけてきましたところ、今現在の結果になっているというところがございますので、その改正事由等を確認しながら、今後の、今近隣の市町村でもこういうことを行っておると思いますので、そういったところも併せて見ていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

ありがとうございます。平成14年、20年度に改正したということでございますけれども、115人、これに掛けることの5,000円でいくと57万5,000円という金額になってくるといいますけれども、予算は増えちゃうんですけれども、やはりそのぐらいの取組というものは、先ほど言ったように、長年にわたり町に大貢献をしてくれた方々、そして日頃から健康づくり、体力づくりに励んでいる方々がおりますので、その辺を今後とも参考に御配慮のほうをよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計決算の質疑を終わります。

続いて、特別会計決算及び事業会計決算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

国民健康保険特別会計から質問をさせていただきます。

決算書の256、款の1、項1、目の一般被保険者国民健康保険税の中で、現年度課税分が調定額で約3,400万、収入済額で89%、3億7,000万、滞納繰越分で調定額に対して21%、2,800万で、不納欠損がありますけれども、収入未済額が8,400万円となっていますが、この収入未済額対象者数と、またそういう収入未済をされている対象者に対しての保険証の発行は、どのようになっているのかお答えください。

それから、ページ147、効果表、収入総額が約22億円、支出が21億円となっていて、実質収支は3,800万円の黒字となっていますね。保険税は3億3,000万、8.5%の減で、県支出金が15億4,000万で1.6%増になっています。また、支出が保険給付費で15億1,000万、1.5%増、県への納付金が5億2,600万で0.8%増となっていますけれども、今後県への納付金の推移はどのようになるのか教えてください。

○議長（中村義則君） 谷川議員に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君） 私からは効果表の147ページの件、県への納付金につきまして回答させていただきます。

県への納付金につきましては、現在被保険者数につきましては減少傾向になっておりますけれども、1人当たりの医療費につきましては、単価のほうが上がっている状況でございます。

今後につきましては、被保険者数と医療費の関係を見ながら、県のほうで判断してくるところではございますが、横ばい、もしくは減少傾向にあるものと考えております。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） そうすると、被保険者は減っているけれども医療費は上がっていると、そういった認識でいいのかしら。

○議長（中村義則君） 住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君） 議員おっしゃるとおりでございます。被保険者については減少、

1人当たりの単価につきましては上昇傾向というお見込みのとおりでございます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(中村義則君) ちょっと待ってください。まだ質問が……

(「暫時休憩にしてください」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 暫時休憩します。

(午前10時06分)

○議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時07分)

○議長(中村義則君) 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長(川島常嗣君) 滞納者数についてお答えさせていただきます。

全体では605名、細かいところの内訳につきましては後ほど回答させていただきます。

以上です。

○議長(中村義則君) 14番、谷川優子君。

○14番(谷川優子君) 谷川です。

細かい数字はいいんですけども、滞納者605人に対しての保険証の発行は、今、数で分かれますかね。分かれば教えてください。

○議長(中村義則君) 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長(鶴澤康子君) 保険証の発行についてお答えさせていただきます。

保険証につきましては、納期限から1年を経過しても滞納を続けており、3か月に1回の来庁依頼に応じることもなく、納税や連絡も1年ない世帯につきましては、資格証が発行されております。資格証につきましては、30世帯、32人となっております。そのうち、特別な事情や弁明の機会を設けていても、何の連絡もなく申出もすることもない世帯については、現在のところ6件と把握しているところでございます。

以上です。

○議長(中村義則君) 14番、谷川優子君。

○14番(谷川優子君) 谷川です。

32件が資格証ということで、あと先ほど教えていただいた60件、あとの約30件に関しては

資格証明なのか短期証明なのか、今分かれば。分からなければ後ほど数字をお願いします。

○議 長（中村義則君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 短期証の発行件数につきましては、現在310件というところで把握しているところでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

以上で特別会計決算及び事業会計決算の質疑を終わります。

これより一般会計決算、特別会計決算及び事業会計決算について討論を行います。

まずは、原案に対する反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

なければなしとお願いします。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） ちょっと待って。すみません。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩いたします。

（午前10時11分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時11分）

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

令和4年度歳入歳出決算書についての反対討論を行います。

反対討論。

議案第8号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

平成30年4月より、国民健康保険制度は、市町村単位の運営から都道府県単位化されました。都道府県化の最大の狙いは、一般会計から国保会計に繰り入れている各自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転化させる、このような目的があります。

国保法第5章では、国保事業に必要な経費、必要な費用負担として国及び都道府県、市町村の義務的負担と併せて、予算の範囲内で国、都道府県、市町村が補助や貸付けができるとしております。

一般会計からの法定外繰入れは必要であり可能です。一般会計から繰入れを行い、国保税を引き下げることが住民の健康と暮らしを守る上で重要だと思います。

また、現行の保険制度には、災害などで所得が激減した人の保険料の減免はありますが、常設の免除制度はありません。所得が大幅に減ったとき、町独自で減免を行う制度や法定減免などで低所得者には一定の減免があるものの、子供の数が多いほど国保税が引き上がる均等割には、まるで人頭税、子育て支援に逆行しているという批判の声が上がっております。

全国知事会など、地方団体からも均等割見直しの要求が出ております。協会けんぽ並みの保険料に引き下げのために、公費1兆円の負担増を求めている全国知事会でも、2014年には政府、与党に要請しております。

国保税の負担軽減を強く求めます。

議案第9号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

コロナ禍の下、国民の命と健康、生活をどう守るのが今政治に最も問われている重要な課題です。とりわけ重症化リスクが高く、他の疾病も含めて死者が増大している高齢者に対して、最後まで人格が保障され、生存のためにいろいろな支援が必要です。にもかかわらず、毎年のように年金が連続で削られている高齢者からは、生活していけないとの声が寄せられています。

さらに、後期高齢者医療制度では、令和4年度、医療機関の窓口負担を1割から2割に引き上げられる方、あるいはそういった方が、千葉県でも91万7,000人のうち23万人の割合で25.8%となり、高齢者に深刻な影響を及ぼしかねません。これでは政府自身が掲げる人生100年時代の看板にも逆行します。

我が党は、政府の病床削減推進法と併せて、この高齢者医療2倍化については反対し、その先頭に立つことを表明しています。この制度は、75歳以上の高齢者を別建て差別化するものであり、制度そのものに私たちは反対です。

議案第10号 介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

2021年8月から低所得者の介護保険施設入所時の補足給付が引き上げられ、利用者の負担が増えました。また、預貯金等の額によっても負担限度額が引き上げられ、1か月2万円以上の負担増に利用者や家族から悲鳴が上がっています。

介護サービスを利用したくても年金で入れる入所施設はなく、利用困難な状況となっています。介護サービスは、介護度と所得に見合ったサービスを契約しなければ利用できない制度であり、年金が引き下げられ、物価高の中でお金がなければ、必要な介護サービスが受けられないのが実態です。これでは保険料を払っても必要な介護サービスが受けられません。

保険料の負担軽減、また滞納も減少するという効果もあるわけですから、基金をどんどん増やすのではなく保険料の引下げを考え、さらに介護サービスが必要な人にいつでも利用できるように強く求めて、反対討論とします。

○議長（中村義則君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。

それでは、ただいま一括議題となっております議案第6号から議案第13号までの令和4年度九十九里町各会計決算の認定につきまして、賛成の討論をいたします。

令和4年度九十九里町各会計決算につきましては、本会議及び各常任委員会において慎重審議したところでございます。

初めに、一般会計決算につきましては、歳入決算額が70億4,516万7,000円、歳出決算額が66億1,125万1,000円で、令和5年度に繰り越すべき財源404万3,000円を差し引いた実質収支額は、4億2,987万3,000円となっております。

令和4年度の決算を歳出状況により顧みますと、依然厳しい財政状況が続く中、町民が安心して暮らせるまちづくり、そして住み続けたいなるまちづくりのため、第5次総合計画や地方創生に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる様々な事業展開をしております。

新型コロナウイルス感染症対策では、ワクチン接種対象者の拡大にも柔軟に対応し、同感染症に起因する原油価格、物価高騰の影響を受けた医療機関、農業者、漁業者等に対し高騰分の一部を支援することで、地域の各事業の維持、安定化を図りました。

また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業を実施し、困難に直面した住民の生活を支援しました。

そのほか、住民生活に直結した道路、橋梁補修、排水施設整備や公共施設等総合管理計画に基づき、安全で快適に利用できる公共施設の長寿命化に取り組むなど、町民福祉の向上に尽くされたところであります。

しかしながら、普通会計における財政指標を見ますと、町の財政力を示す財政力指数は

0.43で、自主財源の割合が低いことが示されております。

また、経常収支比率は85%と前年度よりも5.2ポイント増加しており、財政構造の弾力性は乏しいことが示されております。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標とも早期健全化基準を下回っており、問題がない状況であると認識いたしましたが、これらの財政指標から、さらなる財政基盤の強化や行政の効率化、財政の健全化に努められることを要望いたします。

次に、5つの特別会計でございます。5つの特別会計を合わせた歳入決算合計額が48億958万2,000円、歳出決算合計額が46億7,317万円となっております。

給食事業特別会計においては、安全な食材確保と衛生管理を徹底しながら、児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた食事を提供し、健康の増進と食育の向上が図られました。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計におきましては、それぞれの制度の目的に沿った事業が展開され、町民の保健医療の向上と健康福祉の増進に努められました。

病院事業特別会計におきましては、東千葉メディカルセンターは救急医療はもとより、地域の中核病院としての定着や送迎車両の運行といった、患者、住民に対するサービスの向上に取り組まれました。

農業集落排水事業会計においては、町内の3施設を適正に維持管理しながら農業用排水の水質の汚濁を防止し、地域の健全な水循環に資するとともに、農家集落における生活環境の向上が図られました。

さらに、ガス事業会計におきましては、安価で安定したガス供給に努めるとともに、経費の節減と経営の合理化に取り組まれておりました。

令和4年度の各会計決算は、監査委員の意見書により、予算の執行が議会の議決の本旨にのっとり、適法かつ効率的な執行をされていることが認められているとともに、4日間の常任委員会において決算についての執行内容を詳細に審査したことから、いずれも認定に賛成するところであります。

今後も住民のニーズを的確に把握し、限られた財源を効率的、効果的に活用しながら、本町の将来像である「人、自然、風土を力に 未来に広がる海浜文化都市 九十九里」の実現と町民の暮らしの安全・安心の確立のため、たゆまぬ努力を続けられますよう町執行部に要

望して、賛成の討論といたします。

○議 長（中村義則君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第 6 号の採決をいたします。

議案第 6 号 令和 4 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号の採決をいたします。

議案第 7 号 令和 4 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号の採決をいたします。

議案第 8 号 令和 4 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号の採決をいたします。

議案第 9 号 令和 4 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号 令和4年度九十九里町ガス事業会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は10時45分です。

(午前10時30分)

○議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 44 分)

◎日程第 3 陳情第 1 号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情書

○議長（中村義則君） 日程第 3、陳情第 1 号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情書についてを議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、内山菊敏君。

（文教民生常任委員会委員長 内山菊敏君 登壇）

○文教民生常任委員会委員長（内山菊敏君） 10 番、内山菊敏です。

それでは、報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしました。会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告をいたします。

○議長（中村義則君） 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

14 番、谷川優子君。

○14 番（谷川優子君） 14 番、谷川です。

加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情書について、賛成の立場から討論を行います。

今回出された陳情書は、国に助成を求める陳情書であり、これまでも補聴器購入への助成の請願や陳情を要望してまいりました。

議会は、住民の代表機関として民意を広く行政に反映させるため、単に議会本来の処理をするだけでなく、町村の事務や議会の権限に属する全項全般に関する請願を受理し、処理する権限があります。

請願とは、憲法16条に規定された国民の権利として、公の機関に対し要望を述べる大切な権利という行為です。陳情も住民の要望の表明であるため、会議規則において所定の用紙に整えてあれば受理をし、対応することが規定されています。

このような一人一人の住民の声が政治を動かし、暮らしをよくしていくのではないかと私は思います。

よって、加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情書について、賛成討論といたします。

○議 長（中村義則君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第1号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 少 数）

○議 長（中村義則君） 起立少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前10時50分）

○議 長（中村義則君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

◎日程の追加

○議 長（中村義則君） お諮りします。

ただいま町長、大矢吉明君から、議案第15号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてが提出されました。

議案を配付いたします。

（議案配付）

○議 長（中村義則君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第15号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議 長（中村義則君） 追加日程第1、議案第15号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、内山菊敏君の退場を求めます。

（10番 内山菊敏君 退場）

○議 長（中村義則君） 議案第15号について、提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 議案第15号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、議員から選任した監査委員の内山菊敏氏が、地方自治法第197条の規定により任期満了となりましたので、引き続き内山氏を監査委員として選任するため、同法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

退席中の内山菊敏君の入場を求めます。

（10番 内山菊敏君 入場）

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午前10時56分）

○議 長（中村義則君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時56分）

◎日程の追加

○議長（中村義則君） お諮りします。

ただいま古川徹君外5名から、発議第1号 議会改革推進特別委員会の設置についてが提出されました。

議案を配付します。

（議案配付）

○議長（中村義則君） 議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第2とし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 発議第1号 議会改革推進特別委員会の設置について

○議長（中村義則君） 追加日程第2、発議第1号 議会改革推進特別委員会の設置についてを議題といたします。

発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

9番、古川徹君。

（9番 古川 徹君 登壇）

○9番（古川 徹君） 古川徹です。

発議第1号、文書を朗読して提案理由といたします。

議会改革推進特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり、九十九里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和5年10月6日。

提出者、古川徹。賛同者、原田教光、同じく高橋功、同じく細田一男、同じく善塔道代、同じく内山菊敏。

九十九里町議会議長、中村義則様。

次のページをお願いいたします。

議会改革推進特別委員会の設置について（案）。

特別委員会の名称は、議会改革推進特別委員会といたします。

委員の構成は、5名で構成をいたします。

そして、委員会の設置目的については、九十九里町議会の議会改革等に関する調査・研究を行う。

また、委員会の設置期間につきましては、委員会の任務が完了するまでの期間とし、議会閉会中も活動できるものとする。

以上でございます。議員各位の御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村義則君） 本発議は、質疑、討論を省略し採決します。

発議第1号 議会改革推進特別委員会の設置についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（中村義則君） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3とし、選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第3 特別委員会の委員の選任について

○議長（中村義則君） 追加日程第3、特別委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 異議なしと認め、議長より指名します。

議会改革推進特別委員会委員に、14番、谷川優子君、13番、高橋功君、12番、細田一男君、9番、古川徹君、7番、鎗田貴俊君をそれぞれ選任いたしました。これに御異議ございませんか。

11番、善塔道代君。

○11番(善塔道代君) 改革を進めるのはすごくいいと思うんですけども、先ほどの発議第1号で、この改革の設置について反対で、賛成していないのに委員のメンバーになるのはおかしいと思いますけれども。

○議 長(中村義則君) 暫時休憩します。

(午前11時03分)

○議 長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時21分)

○議 長(中村義則君) ただいま異議のありました件について、谷川議員は設置に反対とのことですが、議長指名ということなので御理解いただきたいと思います。

ほかに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を特別委員会委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩します。

(午前11時22分)

○議 長(中村義則君) これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時22分)

○議 長(中村義則君) 次に、委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

委員長に12番、細田一男君、副委員長に7番、鏈田貴俊君であります。

暫時休憩します。

(午前11時23分)

○議長（中村義則君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時23分)

◎発言の取消し

○議長（中村義則君） ただいま細田一男君から、9月22日の会議における松井由美子議員の一般質問に伴う言い間違えに関して発言した部分を、会議規則第64条の規定により取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、細田一男君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

なお、細田一男君の発言取消しに伴い、これに関する発言の全てを取消しいたします。

◎閉会の宣告

○議長（中村義則君） 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第3回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時24分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町臨時議長 高 橋 功

九十九里町議会議長 中 村 義 則

署 名 人 小 野 谷 元 伸

署 名 人 古 川 徹